

土木工事施工管理基準

令和 8 年 8 月

広島県

目次

1. 目的	1
2. 適用	1
3. 構成	1
4. 管理の実施	1
5. 管理項目及び方法	2
(1) 工程管理	2
(2) 出来形管理	2
(3) 品質管理	2
6. 規格値	2
7. その他	3
(1) 工事写真	3
(2) 3次元データによる出来形管理	3
(3) 施工箇所が点在する工事	3
8. 出来形管理基準及び規格値	4
9. 品質管理基準及び規格値	222
(1) 目的	222
(2) 品質管理基準及び規格値	222
10. 〔参考資料〕	278
(1) 計測の目的	278
(2) 計測の要領	278
(3) 結果の報告	278
(4) 試験後のボルトの処置	278
(ロックボルトの引抜試験方法)	278
(1) 引抜試験準備	278
(2) 引抜試験	278
(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項	279

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書（令和 8 年 8 月）広島版、1-1-1-27 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

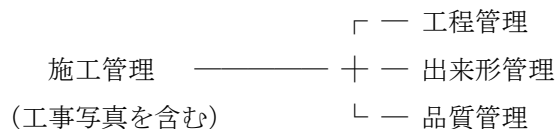
この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、広島県が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

ICT 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

8. 出来形管理基準及び規格値

第1編 共通編

第2章 土工

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

第2条	掘削工	36
	掘削工	36
	掘削工（面管理の場合）	37
	掘削工（水中部）（面管理の場合）	38
第3条	盛土工	38
	盛土工	38
	盛土（面管理の場合）	39
第4条	補強土壁工	40
	補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土壁工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法）	40
第5条	法面整形工	40
	法面整形工（盛土部）	40
第6条	堤防天端工	40
	堤防天端工	40

第4節 道路土工

第2条	掘削工	41
	掘削工	41
	掘削工（面管理の場合）	42
第3条	路体盛土工	43
第4条	路床盛土工	43
	路体盛土工	43
	路床盛土工	43
	路体盛土工（面管理の場合）	44
	路床盛土工（面管理の場合）	44
第5条	法面整形工	45
	法面整形工（盛土部）	45

第3章 無筋、鉄筋コンクリート

第7節 鉄筋工

第4条	組立て	45
	組立て	45

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

第3節 共通的工種

第4条	矢板工	46
	矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）（鋼矢板）（コンクリート矢板）（広幅鋼矢板）（可とう鋼矢板）	46
第5条	縁石工	46
	縁石工（縁石・アスカーブ）	46
第6条	小型標識工	46
	小型標識工	46
第7条	防止柵工	47
	防止柵工（立入防止柵）（転落（横断）防止柵）（車止めポスト）	47

第8条	路側防護柵工	47
	路側防護柵工（ガードレール）	47
	路側防護柵工（ガードケーブル）	47
第9条	区画線工	48
	区画線工	48
	区画線工（熔融式カラー塗装）	48
第10条	道路付属物工	48
	道路付属物工（視線誘導標）（距離標）	48
	道路付属物工（防草シート）	49
第11条	コンクリート面塗装工	49
	コンクリート面塗装工	49
第12条	プレテンション桁製作工	50
	プレテンション桁製作工（購入工）（けた橋）	50
	プレテンション桁製作工（購入工）（スラブ桁）	50
第13条	ポストテンション桁製作工	51
	ポストテンション桁製作工	51
	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	51
第14条	プレキャストセグメント主桁組立工	51
	プレキャストセグメント主桁組立工	51
第15条	PCホロースラブ製作工	52
	PCホロースラブ製作工	52
第16条	PC箱桁製作工	52
	PC箱桁製作工	52
	PC押出し箱桁製作工	53
第17条	根固めブロック工	53
	根固めブロック工	53
第18条	沈床工	54
	沈床工	54
第19条	捨石工	54
	捨石工	54
第22条	階段工	54
	階段工	54
第24条	伸縮装置工	54
	伸縮装置工（ゴムジョイント）	54
	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	55
	伸縮装置工（埋設型ジョイント）	55
第26条	多自然型護岸工	55
	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	55
	多自然型護岸工（かごマット）	55
第27条	羽口工	56
	羽口工（じゃかご）	56
	羽口工（ふとんかご、かご枠）	56
第28条	プレキャストカルバート工	56
	プレキャストカルバート工（プレキャストボックス工）（プレキャストパイプ工）	56
第29条	側溝工	57
	側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝工）（自由勾配側溝）（管渠）	57
	側溝工（場所打水路工）	57
	側溝工（暗渠工）	57
第29条	側溝工	58
	小段排水工	58

	縦排水工	58
	張コンクリート工	58
第 30 条	集水樹工	59
	集水樹工	59
第 31 条	現場塗装工	59
	現場塗装工	59
	土工（遮水シート）	60
	端止工	60
	橋梁補修工（ひび割れ補修工）	60
	橋梁補修工（断面修復工）	60
第 4 節 基礎工		
第 1 条	一般事項	61
	一般事項（切込砂利）（割ぐり石基礎工）（均しコンクリート）	61
第 3 条	基礎工	61
	基礎工（護岸）（現場打）	61
	基礎工（護岸）（プレキャスト）	62
第 4 条	既製杭工	62
	既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（H 鋼杭）	62
	既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）	62
第 5 条	場所打杭工	62
	場所打杭工	62
第 6 条	深基礎工	63
	深基礎工	63
第 7 条	オープンケーソン基礎工	63
	オープンケーソン基礎工	63
第 8 条	ニューマチックケーソン基礎工	63
	ニューマチックケーソン基礎工	63
第 9 条	鋼管矢板基礎工	64
	鋼管矢板基礎工	64
第 5 節 石・ブロック積（張）工		
第 3 条	コンクリートブロック工	64
	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張り）	64
	コンクリートブロック工（連続ブロック張り）	64
	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	65
	コンクリートブロック工（天端コンクリート）	65
第 4 条	緑化ブロック工	65
	緑化ブロック工	65
第 5 条	石積（張）工	66
	石積（張）工	66
第 6 節 一般舗装工		
	橋面防水工（シート系床版防水層）	67
	橋面防水工	68
第 7 条	アスファルト舗装工	69
	アスファルト舗装工（下層路盤工）	69
	アスファルト舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	70
	アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	71
	アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	72
	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	73
	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	74

	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	75
	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	76
	アスファルト舗装工（基層工）	77
	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	78
	アスファルト舗装工（表層工）	79
	アスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	80
第8条	半たわみ性舗装工	81
	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	81
	半たわみ性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	82
	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	83
	半たわみ性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	84
	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	85
	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	86
	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	87
	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	88
	半たわみ性舗装工（基層工）	89
	半たわみ性舗装工（基層工）（面管理の場合）	90
	半たわみ性舗装工（表層工）	91
	半たわみ性舗装工（表層工）（面管理の場合）	92
第9条	排水性舗装工	93
	排水性舗装工（下層路盤工）	93
	排水性舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	94
	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	95
	排水性舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	96
	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	97
	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	98
	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	99
	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	100
	排水性舗装工（基層工）	101
	排水性舗装工（基層工）（面管理の場合）	102
	排水性舗装工（表層工）	103
	排水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	104
第10条	透水性舗装工	105
	透水性舗装工（路盤工）	105
	透水性舗装工（路盤工）（面管理の場合）	106
	透水性舗装工（表層工）	107
	透水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	108
	透水性舗装工（フィルター層）	109
第11条	グースアスファルト舗装工	110
	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	110
	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	111
	グースアスファルト舗装工（基層工）	112
	グースアスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	113
	グースアスファルト舗装工（表層工）	114
	グースアスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	115
第12条	コンクリート舗装工	116
	コンクリート舗装工（下層路盤工）	116
	コンクリート舗装工（下層路盤工）（面管理の場合）	117
	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	118
	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）	119

コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	120
コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）	121
コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	122
コンクリート舗装工（アスファルト中間層）（面管理の場合）	123
コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	124
コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	125
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	126
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工（面管理の場合）	127
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工	128
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）粒度調整路盤工（面管理の場合）	129
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工	130
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）	131
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	132
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層（面管理の場合）	133
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	134
コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	135
第13条 薄層カラー舗装工	136
薄層カラー舗装工（下層路盤工）	136
薄層カラー舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	136
薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	137
薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	137
薄層カラー舗装工（基層工）	137
第14条 ブロック舗装工	138
ブロック舗装工（下層路盤工）	138
ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	138
ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	139
ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	139
ブロック舗装工（基層工）	139
第15条 路盤切削工	140
路盤切削工	140
路盤切削工（面管理の場合）	140
第16条 舗装打換え工	140
舗装打換え工	140
第17条 オーバーレイ工	141
オーバーレイ工	141
オーバーレイ工（面管理の場合）	141
第7節 地盤改良工	
第2条 路床安定処理工	142
路床安定処理工	142
第3条 置換工	142
置換工	142
第4条 表層安定処理工	143
表層安定処理工（サンドマット海上）	143
表層安定処理工（ICT施工の場合）	143
第5条 パイルネット工	143
パイルネット工	143
第6条 サンドマット工	144
サンドマット工	144
第7条 パーチカルドレーン工	144

第 8 条	締固め改良工	144
	バーチカルドレーン工（サンドドレーン工）（ペーパードレーン工）（袋詰式サンドドレーン工）	144
	締固め改良工（サンドコンパクションパイル工）	144
第 9 条	固結工	145
	固結工（粉体噴射攪拌工）（スラリー攪拌工）（生石灰パイル工）	145
	固結工（スラリー攪拌工）	145
	固結工（中間混合処理）	146
第 10 節 仮設工		
第 5 条	土留・仮締切工	146
	土留・仮締切工（H 鋼杭）（鋼矢板）	146
	土留・仮締切工（アンカー工）	147
	土留・仮締切工（連節ブロック張り工）	147
	土留・仮締切工（締切盛土工）	147
	土留・仮締切工（中詰盛土）	147
第 9 条	地中連続壁工	148
	地中連続壁工（壁式）	148
	地中連続壁工（柱列式）	148
第 22 条	法面吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第 11 節 軽量盛土工		
第 2 条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第 12 節 工場製作工共通		
第 1 条	鋳造費	148
	鋳造費（金属支承工）	148
	鋳造費（金属支承工）	149
	鋳造費（大型ゴム支承工）	150
	仮設材製作工	150
	刃口金物製作工	150
第 3 条	桁製作工	151
	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）（シミュレーション仮組立検査を行う場合）	151
	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）（シミュレーション仮組立検査を行う場合）	152
	桁製作工（仮組立検査を実施しない場合）	153
第 4 条	検査路製作工	156
	検査路製作工	156
第 5 条	鋼製伸縮継手製作工	156
	鋼製伸縮継手製作工	156
第 6 条	落橋防止装置製作工	157
	落橋防止装置製作工	157
第 7 条	橋梁用防護柵製作工	157
	橋梁用防護柵製作工	157
第 8 条	アンカーフレーム製作工	157
	アンカーフレーム製作工	157
第 9 条	プレビーム用桁製作工	158
	プレビーム用桁製作工	158
第 10 条	鋼製排水管製作工	158
	鋼製排水管製作工	158
第 11 条	工場塗装工	159

工場塗装工	159
第13節 橋梁架設工	
第1条 架設工	160
架設工（鋼橋）（クレーン架設）（ケーブルクレーン架設）（ケーブルエレクション架設）（架設桁架設）（送出し架設）（トラベラークレーン架設）	160
架設工（コンクリート橋）（クレーン架設）（架設桁架設）架設工支保工（固定）（移動）架設桁架設（片持架設）（押出し架設）	161
第14節 法面工共通	
第2条 植生工	161
植生工（種子散布工）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工）（植生マット工）（植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）	161
植生工（植生機材吹付工）（客土吹付工）	162
第3条 吹付工	163
吹付工（コンクリート）（モルタル）	163
第4条 法枠工	164
法枠工（現場打法枠工）（現場打吹付法枠工）	164
法枠工（プレキャスト法枠工）	164
第6条 アンカー工	164
アンカー工	164
第15節 擁壁工共通	
第1条 場所打擁壁工	165
場所打擁壁工	165
第2条 プレキャスト擁壁工	165
プレキャスト擁壁工	165
第3条 補強土壁工	166
補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）（多数アンカー式補強土工法）（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	166
第4条 井桁ブロック工	166
井桁ブロック工	166
第16節 浚渫工共通	
第3条 浚渫船運転工	167
浚渫船運転工（バックホウ浚渫船）（面管理の場合）	168
第18節 床版工	
第2条 床版工	168
床版工	168

第6編 河川編

第1章 築堤・護岸

第3節 軽量盛土工

第2条 軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
-----------	------------------

第4節 地盤改良工

第2条 表層安定処理工	3-2-7-4 表層安定処理工を準用
第3条 パイルネット工	3-2-7-5 パイルネット工を準用
第4条 パーチカルドレーン工	3-2-7-7 パーチカルドレーン工を準用
第5条 締固め改良工	3-2-7-8 締固め改良工を準用
第6条 固結工	3-2-7-9 固結工を準用

第5節 護岸基礎工

第3条 基礎工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
---------	--------------------

第4条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第6節	矢板護岸工	
第3条	笠コンクリート工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第4条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第7節	法覆護岸工	
第3条	コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条	護岸付属物工	169
	護岸付属物工	169
第5条	緑化ブロック工	3-2-5-4 緑化ブロック工を準用
第6条	環境護岸ブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第7条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第8条	法枠工	3-2-14-4 法枠工を準用
第9条	多自然型護岸工	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工（巨石張り）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工（巨石積み）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工（かごマット）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
第10条	吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第11条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第12条	覆土工	1-2-3-5 法面整形工を準用
第13条	羽口工	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（かご枠）	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（連節ブロック張り）	3-2-5-3 コンクリートブロック工（連節ブロック張り）を準用
第8節	擁壁護岸工	
第3条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第4条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第9節	根固め工	
第3条	根固めブロック工	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第5条	沈床工	3-2-3-18 沈床工を準用
第6条	捨石工	3-2-3-19 捨石工を準用
第7条	かご工	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
第10節	水制工	
第3条	沈床工	3-2-3-18 沈床工を準用
第4条	捨石工	3-2-3-19 捨石工を準用
第5条	かご工	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
第8条	杭出し水制工	169
	杭出し水制工	169
第11節	付帯道路工	
第3条	路側防護柵工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第5条	アスファルト舗装工	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第6条	コンクリート舗装工	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第7条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用

第 8 条	ブロック舗装工	3-2-6-14	ブロック舗装工を準用
第 9 条	側溝工	3-2-3-29	側溝工を準用
第 10 条	集水樹工	3-2-3-30	集水樹工を準用
第 11 条	縁石工	3-2-3-5	縁石工を準用
第 12 条	区画線工	3-2-3-9	区画線工を準用

第 12 節 付帯道路施設工

第 3 条	道路付属物工	3-2-3-10	道路付属物工を準用
第 4 条	標識工	3-2-3-6	小型標識工を準用

第 13 節 光ケーブル配管工

第 3 条	配管工	169	
	配管工	169	
第 4 条	ハンドホール工	170	
	ハンドホール工	170	

第 2 章 浚渫（川）

第 2 節 浚渫工（ポンプ浚渫船）

第 2 条	浚渫船運転工（民船・官船）	3-2-16-3	浚渫船運転工を準用
-------	---------------	----------	-----------

第 3 節 浚渫工（グラブ浚渫船）

第 2 条	浚渫船運転工	3-2-16-3	浚渫船運転工を準用
-------	--------	----------	-----------

第 4 節 浚渫工（バックホウ浚渫船）

第 2 条	浚渫船運転工	3-2-16-3	浚渫船運転工を準用
	浚渫船運転工	3-2-16-3	浚渫船運転工を準用
	浚渫船運転工（面管理の場合）	3-2-16-3	浚渫船運転工を準用

第 3 章 樋門・樋管

第 3 節 軽量盛土工

第 2 条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
-------	-------	---------	----------

第 4 節 地盤改良工

第 2 条	固結工	3-2-7-9	固結工を準用
-------	-----	---------	--------

第 5 節 樋門・樋管本体工

第 3 条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第 4 条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第 5 条	矢板工	3-2-3-4	矢板工を準用
第 6 条	函渠工	170	
	函渠工（本体工）	170	
	函渠工（ヒューム管）（PC 管）（コルゲートパイプ）（ダクタイル鋳鉄管）	170	
	函渠工（PC 函渠）	3-2-3-28	プレキャストカルバート工を準用
第 7 条	翼壁工	171	
第 8 条	水叩工	171	
	翼壁工	171	
	水叩工	171	

第 6 節 護床工

第 3 条	根固めブロック工	3-2-3-17	根固めブロック工を準用
第 5 条	沈床工	3-2-3-18	沈床工を準用
第 6 条	捨石工	3-2-3-19	捨石工を準用
第 7 条	かご工	3-2-3-27	羽口工を準用

	かご工（じゃかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
第7節	水路工		
第3条	側溝工	3-2-3-29	側溝工を準用
第4条	集水榦工	3-2-3-30	集水榦工を準用
第5条	暗渠工	3-2-3-29	暗渠工を準用
第6条	樋門接続暗渠工	3-2-3-28	プレキャストカルバート工を準用
第8節	付属物設置工		
第3条	防止柵工	3-2-3-7	防止柵工を準用
第7条	階段工	3-2-3-22	階段工を準用
第4章	水門		
第3節	工場製作工		
第3条	桁製作工	3-2-12-3	桁製作工を準用
第4条	鋼製伸縮継手製作工	3-2-12-5	鋼製伸縮継手製作工を準用
第5条	落橋防止装置製作工	3-2-12-6	落橋防止装置製作工を準用
第6条	鋼製排水管製作工	3-2-12-10	鋼製排水管製作工を準用
第7条	橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工を準用
第9条	仮設材製作工	3-2-12-1	仮設材製作工を準用
第10条	工場塗装工	3-2-12-11	工場塗装工を準用
第5節	軽量盛土工		
第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
第6節	水門本体工		
第4条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第5条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第6条	矢板工（遮水矢板）	3-2-3-4	矢板工を準用
第7条	床版工		171
第8条	堰柱工		171
第9条	門柱工		171
第10条	ゲート操作台工		171
第11条	胸壁工		171
	床版工		171
	堰柱工		171
	門柱工		171
	ゲート操作台工		171
	胸壁工		171
第12条	翼壁工	6-3-5-7	翼壁工を準用
第13条	水叩工	6-3-5-8	水叩工を準用
第7節	護床工		
第3条	根固めブロック工	3-2-3-17	根固めブロック工を準用
第5条	沈床工	3-2-3-18	沈床工を準用
第6条	捨石工	3-2-3-19	捨石工を準用
第7条	かご工	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
第8節	付属物設置工		
第3条	防止柵工	3-2-3-7	防止柵工を準用

第 8 条	階段工	3-2-3-22 階段工を準用
第 9 節	鋼管理橋上部工	
第 4 条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 5 条	架設工（ケーブルクレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 6 条	架設工（ケーブルエレクション架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 7 条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 8 条	架設工（送出し架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 9 条	架設工（トラベラークレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 10 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 10 節	橋梁現場塗装工	
第 2 条	現場塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第 11 節	床版工	
第 2 条	床版工	3-2-18-2 床版工を準用
第 12 節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用
第 14 節	コンクリート管理橋上部工（PC 橋）	
第 2 条	プレテンション桁製作工（購入工）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
第 3 条	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工を準用
第 4 条	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）を準用
第 5 条	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工を準用
第 6 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 7 条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 8 条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 9 条	床版・横組工	3-2-18-2 床版工を準用
第 10 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 15 節	コンクリート管理橋上部工（PC ホロースラブ橋）	
第 3 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 5 条	PC ホロースラブ製作工	3-2-3-15 PC ホロースラブ製作工を準用
第 16 節	橋梁付属物工（コンクリート橋）	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用
第 18 節	舗装工	
第 5 条	アスファルト舗装工	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第 6 条	半たわみ性舗装工	3-2-6-8 半たわみ性舗装工を準用
第 7 条	排水性舗装工	3-2-6-9 排水性舗装工を準用
第 8 条	透水性舗装工	3-2-6-10 透水性舗装工を準用
第 9 条	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11 グースアスファルト舗装工を準用

第10条	コンクリート舗装工	3-2-6-12	コンクリート舗装工を準用
第11条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13	薄層カラー舗装工を準用
第12条	ブロック舗装工	3-2-6-14	ブロック舗装工を準用

第5章 堰

第3節 工場製作工

第3条	刃口金物製作工	3-2-12-1	刃口金物製作工を準用
第4条	桁製作工	3-2-12-3	桁製作工を準用
第5条	検査路製作工	3-2-12-4	検査路製作工を準用
第6条	鋼製伸縮継手製作工	3-2-12-5	鋼製伸縮継手製作工を準用
第7条	落橋防止装置製作工	3-2-12-6	落橋防止装置製作工を準用
第8条	鋼製排水管製作工	3-2-12-10	鋼製排水管製作工を準用
第9条	プレビーム用桁製作工	3-2-12-9	プレビーム用桁製作工を準用
第10条	橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7	橋梁用防護柵製作工を準用
第12条	アンカーフレーム製作工	3-2-12-8	アンカーフレーム製作工を準用
第13条	仮設材製作工	3-2-12-1	仮設材製作工を準用
第14条	工場塗装工	3-2-12-11	工場塗装工を準用

第5節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
-----	-------	---------	----------

第6節 可動堰本体工

第3条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第5条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工を準用
第6条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工を準用
第7条	矢板工	3-2-3-4	矢板工を準用
第8条	床版工	6-4-6-7	床版工を準用
第9条	堰柱工	6-4-6-8	堰柱工を準用
第10条	門柱工	6-4-6-9	門柱工を準用
第11条	ゲート操作台工	6-4-6-10	ゲート操作台工を準用
第12条	水叩工	6-3-5-8	水叩工を準用
第13条	閘門工		171
第14条	土砂吐工		171
	閘門工		171
	土砂吐工		171
第15条	取付擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用

第7節 固定堰本体工

第3条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第5条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工を準用
第6条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工を準用
第7条	矢板工	3-2-3-4	矢板工を準用
第8条	堰本体工		171
第9条	水叩工		171
第10条	土砂吐工		171
	堰本体工		171
	水叩工		171
	土砂吐工		171
第11条	取付擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用

第 8 節	魚道工	
第 3 条	魚道本体工	172
	魚道本体工	172
第 9 節	管理橋下部工	
第 2 条	管理橋橋台工	172
	管理橋橋台工	172
第 10 節	鋼管理橋上部工	
第 4 条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 5 条	架設工（ケーブルクレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 6 条	架設工（ケーブルエレクション架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 7 条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 8 条	架設工（送出し架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 9 条	架設工（トラバラークレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第 10 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 11 節	橋梁現場塗装工	
第 2 条	現場塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第 12 節	床版工	
第 2 条	床版工	3-2-18-2 床版工を準用
第 13 節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用
第 15 節	コンクリート管理橋上部工（PC 橋）	
第 2 条	プレテンション桁製作工（購入工）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
第 3 条	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工を準用
第 4 条	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）を準用
第 5 条	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工を準用
第 6 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 7 条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 8 条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第 9 条	床版・横組工	3-2-18-2 床版工を準用
第 10 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 16 節	コンクリート管理橋上部工（ホロースラブ橋）	
第 3 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 5 条	PC ホロースラブ製作工	3-2-3-15 PC ホロースラブ製作工を準用
第 17 節	コンクリート管理橋上部工（PC 箱桁）	
第 3 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	PC 箱桁製作工	3-2-3-16 PC 箱桁製作工を準用
第 5 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第 18 節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用

第4条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第5条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第6条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第7条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用

第20節 付属物設置工

第3条	防止柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第7条	階段工	3-2-3-22 階段工を準用

第6章 排水機場

第3節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
-----	-------------	------------------

第4節 機場本体工

第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第6条	本体工	173
	本体工	173
第7条	燃料貯油槽工	173
	燃料貯油槽工	173

第5節 沈砂池工

第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第6条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第7条	コンクリート床版工	173
	コンクリート床版工	173
第8条	ブロック床版工	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第9条	場所打水路工	3-2-3-29 場所打水路工を準用

第6節 吐出水槽工

第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第6条	本体工	6-6-4-6 本体工を準用

第7章 床止め・床固め

第3節 軽量盛土工

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
-----	-------------	------------------

第4節 床止め工

第4条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第5条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第6条	本体工	174
	本体工（床固め本体工）	174
	本体工（植石張り）	3-2-5-5 石積（張）工を準用
	本体工（根固めブロック）	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第7条	取付擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第8条	水叩工	174
	水叩工	174
	水叩工（巨石張り）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用

	水叩工（根固めブロック）	3-2-3-17 根固めブロック工を準用
第5節	床固め工	
第4条	本堤工	6-7-4-6 本体工を準用
第5条	垂直壁工	6-7-4-6 本体工を準用
第6条	側壁工	174
	側壁工	174
第7条	水叩工	6-7-4-8 水叩工を準用
第6節	山留擁壁工	
第3条	コンクリート擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第4条	ブロック積擁壁工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第5条	石積擁壁工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第6条	山留擁壁基礎工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第8章	河川維持	
第7節	路面補修工	
第3条	不陸整正工	1-2-3-6 堤防天端工を準用
第4条	コンクリート舗装補修工	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第5条	アスファルト舗装補修工	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第8節	付属物復旧工	
第2条	付属物復旧工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第9節	付属物設置工	
第3条	防護柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第5条	付属物設置工	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第10節	光ケーブル配管工	
第3条	配管工	6-1-13-3 配管工を準用
第4条	ハンドホール工	6-1-13-4 ハンドホール工を準用
第12節	植栽維持工	
第3条	樹木・芝生管理工	3-2-14-2 植生工を準用
第9章	河川修繕	
第3節	軽量盛土工	
第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第4節	腹付工	
第2条	覆土工	1-2-3-5 法面整形工を準用
第3条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第5節	側帯工	
第2条	縁切工	
	縁切工（じゃかご工）	3-2-3-27 羽口工を準用
	縁切工（連節ブロック張り）	3-2-5-3 コンクリートブロック工（連節ブロック張り）を準用
	縁切工（コンクリートブロック張り）	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
	縁切工（石張り）	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第3条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第6節	堤脚保護工	
第3条	石積工	3-2-5-5 石積（張）工を準用

第4条 コンクリートブロック工 3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用

第7節 管理用通路工

第2条 防護柵工 3-2-3-7 防止柵工を準用

第4条 路面切削工 3-2-6-15 路面切削工を準用

第5条 舗装打換え工 3-2-6-16 舗装打換え工を準用

第6条 オーバーレイ工 3-2-6-17 オーバーレイ工を準用

第7条 排水構造物工 3-2-3-29 側溝工を準用

排水構造物工（プレキャストU型側溝・管（函）渠 3-2-3-29 側溝工を準用

排水構造物工（集水樹工） 3-2-3-30 集水樹工を準用

第8条 道路付属物工 3-2-3-5 縁石工を準用

第8節 現場塗装工

第3条 付属物塗装工 3-2-3-31 現場塗装工を準用

第4条 コンクリート面塗装工 3-2-3-11 コンクリート面塗装工を準用

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第3節 軽量盛土工

第2条 軽量盛土工 1-2-4-3 路体盛土工を準用

第4節 地盤改良工

第2条 表層安定処理工 3-2-7-4 表層安定処理工を準用

第3条 パイルネット工 3-2-7-5 パイルネット工を準用

第4条 バーチカルドレーン工 3-2-7-7 バーチカルドレーン工を準用

第5条 締固め改良工 3-2-7-8 締固め改良工を準用

第6条 固結工 3-2-7-9 固結工を準用

第5節 護岸基礎工

第4条 捨石工 3-2-3-19 捨石工を準用

第5条 場所打コンクリート工 175

場所打コンクリート工 175

第6条 海岸コンクリートブロック工 175

海岸コンクリートブロック工 175

第7条 笠コンクリート工 3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用

第8条 基礎工 3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用

第9条 矢板工 3-2-3-4 矢板工を準用

第6節 護岸工

第3条 石積（張）工 3-2-5-5 石積（張）工を準用

第4条 海岸コンクリートブロック工 175

海岸コンクリートブロック工 175

第5条 コンクリート被覆工 176

コンクリート被覆工 176

第7節 擁壁工

第3条 場所打擁壁工 3-2-15-1 場所打擁壁工を準用

第8節 天端被覆工

第2条 コンクリート被覆工 176

コンクリート被覆工 176

第9節 波返工

第3条 波返工 176

波返工	176
第10節 裏法被覆工	
第2条 石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第3条 コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条 コンクリート被覆工	7-1-6-5 コンクリート被覆工を準用
第5条 法枠工	3-2-14-4 法枠工を準用
第11節 カルバート工	
第3条 プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
第12節 排水構造物工	
第3条 側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第4条 集水樹工	3-2-3-30 集水樹工を準用
第5条 管渠工	
管渠工（プレキャストパイプ）	3-2-3-29 暗渠工を準用
管渠工（プレキャストボックス）	3-2-3-29 暗渠工を準用
管渠工（コルゲートパイプ）	3-2-3-29 暗渠工を準用
管渠工（ダクタイル鋳鉄管）	3-2-3-29 暗渠工を準用
第6条 場所打水路工	3-2-3-29 現場打水路工を準用
第13節 付属物設置工	
第3条 防止柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第6条 階段工	3-2-3-22 階段工を準用
第14節 付帯道路工	
第3条 路側防護柵工	3-2-3-7 防止柵工
第5条 アスファルト舗装工	3-2-6-7 アスファルト舗装工を準用
第6条 コンクリート舗装工	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第7条 薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
第8条 側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第9条 集水樹工	3-2-3-30 集水樹工を準用
第10条 縁石工	3-2-3-5 縁石工を準用
第11条 区画線工	3-2-3-9 区画線工を準用
第15節 付帯道路施設工	
第3条 道路付属物工	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第4条 小型標識工	3-2-3-6 小型標識工を準用
第2章 突堤・人工岬	
第3節 軽量盛土工	
第2条 軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第4節 突堤基礎工	
第4条 捨石工	177
捨石工	177
第5条 吸出し防止工	177
吸出し防止工	177
第5節 突堤本体工	
第2条 捨石工	177
捨石工	177
第5条 海岸コンクリートブロック工	178
海岸コンクリートブロック工	178

第6条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第7条	詰杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第8条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第9条	石砕工	178
	石砕工	178
第10条	場所打コンクリート工	178
	場所打コンクリート工	178
第11条	ケーソン工	179
	ケーソン工（ケーソン工製作）	179
	ケーソン工（ケーソン工据付）	179
	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	179
第12条	セルラー工	180
	セルラー工（セルラー製作工）	180
	セルラー工（セルラー工据付）	180
	セルラー工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	180
第6節	根固め工	
第2条	捨石工	180
	捨石工	180
第3条	根固めブロック工	181
	根固めブロック工	181
第7節	消波工	
第2条	捨石工	3-2-3-19 捨石工を準用
第3条	消波ブロック工	181
	消波ブロック工	181
第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	
第3節	海域堤基礎工	
第3条	捨石工	181
	捨石工	181
第4条	吸出し防止工	7-2-4-5 吸出し防止工を準用
第4節	海域堤本体工	
第2条	捨石工	3-2-3-19 捨石工を準用
第3条	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工を準用
第4条	ケーソン工	7-2-5-11 ケーソン工を準用
第5条	セルラー工	7-2-5-12 セルラー工を準用
第6条	場所打コンクリート工	7-2-5-10 場所打コンクリート工を準用
第4章	浚渫（海岸）	
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	
第2条	浚渫船運転工	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
第4節	浚渫工（グラブ船）	
第2条	浚渫船運転工	3-2-16-3 浚渫船運転工を準用
第5章	養浜	
第3節	軽量盛土工	
第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用

第4節 砂止工

第2条 根固めブロック工 7-2-6-3 根固めブロック工を準用

第8編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第3節 工場製作工

第3条 鋼製堰堤製作工 3-2-12-3-3 桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））を準用

第4条 鋼製堰堤仮設材製作工 182

鋼製堰堤仮設材製作工 182

第5条 工場塗装工 3-2-12-11 工場塗装工を準用

第5節 軽量盛土工

第2条 軽量盛土工 1-2-4-3 路体盛土工を準用

第6節 法面工

第2条 植生工 3-2-14-2 植生工を準用

第3条 法面吹付工 3-2-14-3 吹付工を準用

第4条 法枠工 3-2-14-4 法枠工を準用

第6条 アンカー工 3-2-14-6 アンカー工を準用

第7条 かご工 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（じゃかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（ふとんかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

第8節 コンクリート堰堤工

第4条 コンクリート堰堤本体工 182

コンクリート堰堤本体工 182

第5条 コンクリート副堰堤工 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工を準用

第6条 コンクリート側壁工 182

コンクリート側壁工 182

第8条 水叩工 183

水叩工 183

第9節 鋼製堰堤工

第5条 鋼製堰堤本体工 183

鋼製堰堤本体工（不透過型） 183

鋼製堰堤本体工（透過型） 184

第6条 鋼製側壁工 186

鋼製側壁工 186

第7条 コンクリート側壁工 8-1-8-6 コンクリート側壁工を準用

第9条 水叩工 8-1-8-8 水叩工を準用

第10条 現場塗装工 3-2-3-31 現場塗装工を準用

第10節 護床工・根固め工

第4条 根固めブロック工 3-2-3-17 根固めブロック工を準用

第6条 沈床工 3-2-3-18 沈床工を準用

第7条 かご工 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（じゃかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

かご工（ふとんかご） 3-2-3-27 羽口工を準用

第11節 砂防堰堤付属物設置工

第3条 防止柵工 3-2-3-7 防止柵工を準用

第12節 付帯道路工

第3条	路側防護柵工	3-2-3-8	路側防護柵工を準用
第5条	アスファルト舗装工	3-2-6-7	アスファルト舗装工を準用
第6条	コンクリート舗装工	3-2-6-12	コンクリート舗装工を準用
第7条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13	薄層カラー舗装工を準用
第8条	側溝工	3-2-3-29	側溝工を準用
第9条	集水樹工	3-2-3-30	集水樹工を準用
第10条	縁石工	3-2-3-5	縁石工を準用
第11条	区画線工	3-2-3-9	区画線工を準用
第13節 付帯道路施設工			
第3条	道路付属物工	3-2-3-10	道路付属物工を準用
第4条	小型標識工	3-2-3-6	小型標識工を準用
第2章 流路			
第3節 軽量盛土工			
第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
第4節 流路護岸工			
第4条	基礎工（護岸）	3-2-4-3	基礎工（護岸）を準用
第5条	コンクリート擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用
第6条	ブロック積擁壁工	3-2-5-3	コンクリートブロック工を準用
第7条	石積擁壁工	3-2-5-5	石積（張）工を準用
第8条	護岸付属物工	6-1-7-4	護岸付属物工を準用
第9条	植生工	3-2-14-2	植生工を準用
第5節 床固め工			
第4条	床固め本体工	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工を準用
第5条	垂直壁工	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工を準用
第6条	側壁工	8-1-8-6	コンクリート側壁工を準用
第7条	水叩工	8-1-8-8	水叩工を準用
第8条	魚道工	186	
	魚道工	186	
第6節 根固め・水制工			
第4条	根固めブロック工	3-2-3-17	根固めブロック工を準用
第6条	捨石工	3-2-3-19	捨石工を準用
第7条	かご工	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（かごマット）	3-2-3-26	多自然型護岸工を準用
第7節 流路付属物設置工			
第2条	階段工	3-2-3-22	階段工を準用
第3条	防止柵工	3-2-3-7	防止柵工を準用
第3章 斜面对策			
第3節 軽量盛土工			
第2条	軽量盛土工	1-2-4-3	路体盛土工を準用
第4節 法面工			
第2条	植生工	3-2-14-2	植生工を準用
第3条	吹付工	3-2-14-3	吹付工を準用
第4条	法枠工	3-2-14-4	法枠工を準用

第5条	かご工	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27	羽口工を準用
第6条	アンカー工（プレキャストコンクリート板）	3-2-14-6	アンカー工を準用
第7条	抑止アンカー工	3-2-14-6	アンカー工を準用
第5節	擁壁工		
第3条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第4条	場所打擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用
第5条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2	プレキャスト擁壁工を準用
第6条	補強土壁工	3-2-15-3	補強土壁工を準用
第7条	井桁ブロック工	3-2-15-4	井桁ブロック工を準用
第8条	落石防護工	10-1-11-5	落石防護柵工を準用
第6節	山腹水路工		
第3条	山腹集水路・排水路工	3-2-3-29	場所打水路工を準用
第4条	山腹明暗渠工		186
	山腹明暗渠工		186
第5条	山腹暗渠工	3-2-3-29	暗渠工を準用
第6条	現場打水路工	3-2-3-29	場所打水路工を準用
第7条	集水榦工	3-2-3-30	集水榦工を準用
第7節	地下水排除孔		
第4条	集排水ボーリング工		187
	集排水ボーリング工		187
第5条	集水井工		187
	集水井工		187
第8節	地下水遮断工		
第3条	場所打擁壁工	3-2-15-1	場所打擁壁工を準用
第4条	固結工	3-2-7-9	固結工を準用
第5条	矢板工	3-2-3-4	矢板工を準用
第9節	抑止杭工		
第3条	既製杭工	3-2-4-4	既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工を準用
第5条	シャフト工（深礎工）	3-2-4-6	深礎工を準用
第6条	合成杭工		187
	合成杭工		187

第9編 ダム編

第1章 コンクリートダム

第4節 ダムコンクリート工

コンクリートダム工（本体）	188
コンクリートダム工（水叩）	188
コンクリートダム（副ダム）	189
コンクリートダム工（導流壁）	190

第2章 フィルダム

第4節 盛立工

第5条	コアの盛立	191
	コアの盛立	191
第6条	フィルターの盛立	191

	フィルターの盛立	191
第7条	ロックの盛立	191
	ロックの盛立	191
	フィルダム（洪水吐）	192

第3章 基礎グラウチング

第3節	ボーリング工	
	ボーリング工	192

第10編 道路編

第1章 道路改良

第3節	工場製作工	
第2条	遮音壁支柱製作工	193
	遮音壁支柱製作工	193
	遮音壁支柱製作工（工場塗装工）	3-2-12-11 工場塗装工を準用

第4節	地盤改良工	
第2条	路床安定処理工	3-2-7-2 路床安定処理工を準用
第3条	置換工	3-2-7-3 置換工を準用
第4条	サンドマット工	3-2-7-6 サンドマット工を準用
第5条	バーチカルドレーン工	3-2-7-7 バーチカルドレーン工を準用
第6条	締固め改良工	3-2-7-8 締固め改良工を準用
第7条	固結工	3-2-7-9 固結工を準用

第5節	法面工	
第2条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第3条	法面吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第4条	法粹工	3-2-14-4 法粹工を準用
第6条	アンカー工	3-2-14-6 アンカー工を準用
第7条	かご工	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用

第6節	軽量盛土工	
第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用

第7節	擁壁工	
第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第6条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第7条	補強土壁工	3-2-15-3 補強土壁工を準用
	補強土壁工（補強土（テールアルメ）壁工法）	3-2-15-3 補強土壁工を準用
	補強土壁工（多数アンカー式補強土工法）	3-2-15-3 補強土壁工を準用
	補強土壁工（ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	3-2-15-3 補強土壁工を準用
第8条	井桁ブロック工	3-2-15-4 井桁ブロック工を準用

第8節	石・ブロック積（張）工	
第3条	コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用

第9節	カルバート工	
第4条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用

第5条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第6条	場所打函渠工	193
	場所打函渠工	193
第7条	プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用

第10節 排水構造物工（小型水路工）

第3条	側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第4条	管渠工	3-2-3-29 側溝工を準用
第5条	集水樹・マンホール工	3-2-3-30 集水樹工を準用
第6条	地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用
第7条	場所排水工	3-2-3-29 場所排水工を準用
第8条	排水工（小段排水・縦排水）	3-2-3-29 側溝工を準用

第11節 落石雪害防止工

第4条	落石防止網工	193
	落石防止網工	193
第5条	落石防護柵工	193
	落石防護柵工	193
第6条	防雪柵工	194
	防雪柵工	194
第7条	雪崩予防柵工	194
	雪崩予防柵工	194

第12節 遮音壁工

第4条	遮音壁基礎工	195
	遮音壁基礎工	195
第6条	遮音壁本体工	195
	遮音壁本体工	195

第2章 舗装

第3節 地盤改良工

第2条	路床安定処理工	3-2-7-2 路床安定処理工を準用
第3条	置換工	3-2-7-3 置換工を準用

第4節 舗装工

第5条	アスファルト舗装工	3-2-6-7 アスファルト舗装工準用
第6条	半たわみ性舗装工	3-2-6-8 半たわみ性舗装工を準用
第7条	排水性舗装工	3-2-6-9 排水性舗装工を準用
第8条	透水性舗装工	3-2-6-10 透水性舗装工を準用
第9条	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11 グースアスファルト舗装工を準用
第10条	コンクリート舗装工	3-2-6-12 コンクリート舗装工を準用
第11条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
第12条	ブロック舗装工	3-2-6-14 ブロック舗装工を準用

歩道路盤工	196
取合舗装路盤工	196
路肩舗装路盤工	196
歩道舗装工	196
取合舗装工	196
路肩舗装工	196
表層工	196

第5節 排水構造物工

第3条	側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第4条	管渠工	3-2-3-29 側溝工を準用
第5条	集水樹（街渠樹）・マンホール工	3-2-3-30 集水樹工を準用
第6条	地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用
第7条	場所打水路工	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第8条	排水工（小段排水・縦排水）	3-2-3-29 側溝工を準用
第9条	排水性舗装用路肩排水工	197
	排水性舗装用路肩排水工	197
第6節	縁石工	
第3条	縁石工	3-2-3-5 縁石工を準用
第7節	踏掛版工	
第4条	踏掛版工	197
	踏掛版工（コンクリート工）	197
	（ラバーシュー）	197
	（アンカーボルト）	197
第8節	防護柵工	
第3条	路側防護柵工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第4条	防止柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第5条	ボックスビーム工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第6条	車止めポスト工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第9節	標識工	
第3条	小型標識工	3-2-3-6 小型標識工を準用
第4条	大型標識工	197
	大型標識工（標識基礎工）	197
	大型標識工（標識柱工）	197
第10節	区画線工	
第2条	区画線工	3-2-3-9 区画線工を準用
第12節	道路付属施設工	
第4条	道路付属物工	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第5条	ケーブル配管工	198
	ケーブル配管工	198
	ケーブル配管工（ハンドホール）	198
	ケーブル配管工（保護砂）	199
第6条	照明工	199
	照明工（照明柱基礎工）	199
第13節	橋梁付属物工	
第2条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第3章	橋梁下部	
第3節	工場製作工	
第2条	刃口金物製作工	3-2-12-1 刃口金物製作工を準用
第3条	鋼製橋脚製作工	200
	鋼製橋脚製作工	200
第4条	アンカーフレーム製作工	3-2-12-8 アンカーフレーム製作工を準用
第5条	工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工を準用
第5節	軽量盛土工	

第2条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第6節	橋台工	
第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	深礎工	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工を準用
第7条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工を準用
第8条	橋台躯体工	201
	橋台躯体工	201
第7節	RC 橋脚工	
第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	深礎工	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工を準用
第7条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工を準用
第8条	鋼管矢板基礎工	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工を準用
第9条	橋脚躯体工	203
	橋脚躯体工（張出式）（重力式）（半重力式）	203
	橋脚躯体工（ラーメン式）	205
第8節	鋼製橋脚工	
第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	深礎工	3-2-4-6 深礎工を準用
第6条	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工を準用
第7条	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工を準用
第8条	鋼管矢板基礎工	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工を準用
第9条	橋脚フーチング工	207
	橋脚フーチング工（I型・T型）	207
	橋脚フーチング工（門型）	207
第10条	橋脚架設工	207
	橋脚架設工（I型・T型）	207
	橋脚架設工（門型）	208
第11条	現場継手工	208
	現場継手工	208
第12条	現場塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第9節	護岸基礎工	
第3条	基礎工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第4条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第10節	矢板護岸工	
第3条	基礎工	3-2-4-3 基礎工（護岸）を準用
第4条	矢板工	3-2-3-4 矢板工を準用
第11節	法覆護岸工	
第2条	コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第3条	護岸付属物工	6-1-7-4 護岸付属物工を準用
第4条	緑化ブロック工	3-2-5-4 緑化ブロック工を準用
第5条	環境護岸ブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第6条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用

第7条	法枠工	3-2-14-4 法枠工を準用
第8条	多自然型護岸工	
	多自然型護岸工（巨石張り）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工（巨石積み）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
	多自然型護岸工（かごマット）	3-2-3-26 多自然型護岸工を準用
第9条	吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第10条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第11条	覆土工	1-2-3-5 法面整形工を準用
第12条	羽口工	
	羽口工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（かご枠）	3-2-3-27 羽口工を準用
	羽口工（連節ブロック張り）	3-2-5-3 コンクリートブロック工（連節ブロック張り）を準用
第12節	擁壁護岸工	
第3条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第4条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第4章	鋼橋上部	
第3節	工場製作工	
第3条	桁製作工	3-2-12-3 桁製作工を準用
第4条	検査路製作工	3-2-12-4 検査路製作工を準用
第5条	鋼製伸縮継手製作工	3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工を準用
第6条	落橋防止装置製作工	3-2-12-6 落橋防止装置製作工を準用
第7条	鋼製排水管製作工	3-2-12-10 鋼製排水管製作工を準用
第8条	橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工を準用
第9条	橋梁用高欄製作工	208
第10条	横断歩道橋製作工	3-2-12-3 桁製作工を準用
第12条	アンカーフレーム製作工	3-2-12-8 アンカーフレーム製作工を準用
第13条	工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工を準用
第5節	鋼橋架設工	
第4条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第5条	架設工（ケーブルクレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第6条	架設工（ケーブルエレクション架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第7条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第8条	架設工（送出し架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第9条	架設工（トラバラークレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第10条	支承工	208
第6節	橋梁現場塗装工	
第3条	現場塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第7節	床版工	
第2条	床版工	3-2-18-2 床版工を準用
第8節	橋梁付属物工	
第2条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第3条	落橋防止装置工	209
	落橋防止装置工	209
第5条	地覆工	209
	地覆工	209
第6条	橋梁用防護柵工	210

第7条	橋梁用高欄	210
	橋梁用防護柵工	210
	橋梁用高欄	210
第8条	検査路工	210
	検査路工	210
第9節	歩道橋本体工	
第3条	既製杭工	3-2-4-4 既製杭工を準用
第4条	場所打杭工	3-2-4-5 場所打杭工を準用
第5条	橋脚フーチング工	
	橋脚フーチング工（I型）	10-3-8-9 橋脚フーチング工を準用
	橋脚フーチング工（T型）	10-3-8-9 橋脚フーチング工を準用
第6条	歩道橋（側道橋）架設工	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第7条	現場塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第5章	コンクリート橋上部	
第3節	工場製作工	
第2条	プレビーム用桁製作工	3-2-12-9 プレビーム用桁製作工を準用
第3条	橋梁用防護柵製作工	3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工を準用
第4条	鋼製伸縮継手製作工	3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工を準用
第5条	検査路製作工	3-2-12-4 検査路製作工を準用
第6条	工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工を準用
第5節	PC橋工	
第2条	プレテンション桁製作工（購入工）	
	プレテンション桁製作工（購入工）（けた橋）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
	プレテンション桁製作工（購入工）（スラブ橋）	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）を準用
第3条	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工を準用
第4条	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	3-2-3-14 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）を準用
第5条	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工を準用
第6条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第7条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第8条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用
第9条	床版・横組工	3-2-18-2 床版工を準用
第10条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第6節	プレビーム桁橋工	
第2条	プレビーム桁製作工	210
	プレビーム桁製作工（現場）	210
第3条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第4条	架設工（クレーン架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第5条	架設工（架設桁架設）	3-2-13 架設工（鋼橋）を準用
第6条	床版・横組工	3-2-18-2 床版工を準用
第9条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第7節	PCホロースラブ橋工	
第3条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第4条	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ橋製作工を準用
第5条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用

第 8 節	RC ホロースラブ橋工	
第 3 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	RC 場所打ホロースラブ製作工	3-2-3-15PC ホロースラブ橋製作工を準用
第 5 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用

第 9 節	PC 版桁橋工	
第 2 条	PC 版桁製作工	3-2-3-15PC ホロースラブ橋製作工を準用

第 10 節	PC 箱桁橋工	
第 3 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	PC 箱桁製作工	3-2-3-16PC 箱桁製作工を準用
第 5 条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用

第 11 節	PC 片持箱桁橋工	
第 2 条	PC 片持箱桁製作工	3-2-3-16PC 箱桁製作工を準用
第 3 条	支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第 4 条	架設工（片持架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用

第 12 節	PC 押し箱桁橋工	
第 2 条	PC 押し箱桁製作工	3-2-3-16PC 押し箱桁製作工を準用
第 3 条	架設工（押し架設）	3-2-13 架設工（コンクリート橋）を準用

第 13 節	橋梁付属物工	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用

第 6 章 トンネル（NATM）

第 4 節	支保工	
第 3 条	吹付工	211
	吹付工	211
第 4 条	ロックボルト工	211
	ロックボルト工	211

第 5 節	覆工	
第 3 条	覆工コンクリート工	212
	覆工コンクリート工	212
第 4 条	側壁コンクリート工	10-6-5-3 覆工コンクリート工を準用
第 5 条	床版コンクリート工	212
	床版コンクリート工	212

第 6 節	インバート工	
第 4 条	インバート本体工	213
	インバート本体工	213

第 7 節	坑内付帯工	
第 5 条	地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用

第 8 節	坑門工	
第 4 条	坑門本体工	213
	坑門本体工	213
第 5 条	明り巻工	214

	明り巻工	214
第 11 章	共同溝	
第 3 節	工場製作工	
第 3 条	工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工を準用
第 6 節	現場打構築工	
第 2 条	現場打躯体工	214
	現場打躯体工	214
第 4 条	カラー継手工	215
	カラー継手工	215
第 5 条	防水工	215
	防水工（防水）	215
	防水工（防水保護工）	215
	防水工（防水壁）	215
第 7 節	プレキャスト構築工	
第 2 条	プレキャスト構築工	216
	プレキャスト構築工	216
第 12 章	電線共同溝	
第 5 節	電線共同溝	
第 2 条	管路工	216
	管路工（管路部）	216
	管路工（管路部）	217
第 3 条	プレキャストボックス工	217
	プレキャストボックス工（特殊）	217
	プレキャストボックス工（特殊）（沈下マンホール）	217
第 4 条	現場打ちボックス工	218
	現場打ちボックス工（特殊部）	218
第 6 節	付帯設備工	
第 2 条	ハンドホール工	218
	ハンドホール工	218
第 13 章	情報ボックス工	
第 3 節	情報ボックス工	
第 4 条	管路工	10-12-5-2 管路工（管路部）を準用
第 4 節	付帯設備工	
第 2 条	ハンドホール工	10-12-6-2 ハンドホール工を準用
第 14 章	道路維持	
第 4 節	舗装工	
第 3 条	路面切削工	3-2-6-15 路面切削工を準用
第 4 条	舗装打換え工	3-2-6-16 舗装打換え工を準用
第 5 条	切削オーバーレイ工	219
	切削オーバーレイ工	219
	切削オーバーレイ工（面管理の場合）	219
第 6 条	オーバーレイ工	3-2-6-17 オーバーレイ工を準用
第 7 条	路上再生工	219
	路上再生工	219

第 8 条	薄層カラー舗装工	3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用
第 5 節	排水構造物工	
第 3 条	側溝工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 4 条	管渠工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 5 条	集水樹（街渠樹）・マンホール工	3-2-3-30 集水樹工を準用
第 6 条	地下排水工	3-2-3-29 暗渠工を準用
第 7 条	場所打水路工	3-2-3-29 場所打水路工を準用
第 8 条	排水工	3-2-3-29 側溝工を準用
第 6 節	防護柵工	
第 3 条	路側防護柵工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第 4 条	防止柵工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第 5 条	ボックスビーム工	3-2-3-8 路側防護柵工を準用
第 6 条	車止めポスト工	3-2-3-7 防止柵工を準用
第 7 節	標識工	
第 3 条	小型標識工	3-2-3-6 小型標識工を準用
第 4 条	大型標識工	10-2-9-4 大型標識工を準用
第 8 節	道路付属物施設工	
第 4 条	道路付属物工	3-2-3-10 道路付属物工を準用
第 5 条	ケーブル配管工	10-2-12-5 ケーブル配管工を準用
第 6 条	照明工	10-2-12-6 照明工を準用
第 9 節	軽量盛土工	
第 2 条	軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工を準用
第 10 節	擁壁護岸工	
第 3 条	場所打擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工を準用
第 4 条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第 11 節	石・ブロック積（張）工	
第 3 条	コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第 4 条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第 12 節	カルバート工	
第 4 条	場所打函渠工	10-1-9-6 場所打函渠工を準用
第 5 条	プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
第 13 節	法面工	
第 2 条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第 3 条	法面吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第 4 条	法枠工	3-2-14-4 法枠工を準用
第 6 条	アンカー工	3-2-14-6 アンカー工を準用
第 7 条	かご工	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
第 15 節	橋梁付属物工	
第 2 条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第 4 条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第 5 条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第 6 条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第 7 条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用

第17節 現場塗装工

第6条 コンクリート面塗装工 3-2-3-11 コンクリート面塗装工を準用

第22節 除草工

第2条 道路除草工 220

道路除草工 220

第16章 道路修繕

第3節 工場製作工

第4条 桁補強材製作工 221

桁補強材製作工 221

第5条 落橋防止装置製作工 3-2-12-6 落橋防止装置製作工を準用

第5節 舗装工

第3条 路面切削工 3-2-6-15 路面切削工を準用

第4条 舗装打換え工 3-2-6-16 舗装打換え工を準用

第5条 切削オーバーレイ工 10-14-4-5 切削オーバーレイ工を準用

第6条 オーバーレイ工 3-2-6-17 オーバーレイ工を準用

第7条 路上再生工 10-14-4-7 路上再生工を準用

第8条 薄層カラー舗装工 3-2-6-13 薄層カラー舗装工を準用

第6節 排水構造物工

第3条 側溝工 3-2-3-29 側溝工を準用

第4条 管渠工 3-2-3-29 側溝工を準用

第5条 集水樹・マンホール工 3-2-3-30 集水樹工を準用

第6条 地下排水工 3-2-3-29 暗渠工を準用

第7条 場所打水路工 3-2-3-29 場所打水路工を準用

第8条 排水工 3-2-3-29 側溝工を準用

第7節 縁石工

第3条 縁石工 3-2-3-5 縁石工を準用

第8節 防護柵工

第3条 路側防護柵工 3-2-3-8 路側防護柵工を準用

第4条 防止柵工 3-2-3-7 防止柵工を準用

第5条 ボックスビーム工 3-2-3-8 路側防護柵工を準用

第6条 車止めポスト工 3-2-3-7 防止柵工を準用

第9節 標識工

第3条 小型標識工 3-2-3-6 小型標識工を準用

第4条 大型標識工 10-2-9-4 大型標識工を準用

第10節 区画線工

第2条 区画線工 3-2-3-9 区画線工を準用

第12節 道路付属物施設工

第4条 道路付属物工 3-2-3-10 道路付属物工を準用

第5条 ケーブル配管工 10-2-12-5 ケーブル配管工を準用

第6条 照明工 10-2-12-6 照明工を準用

第13節 軽量盛土工

第2条 軽量盛土工 1-2-4-3 路体盛土工を準用

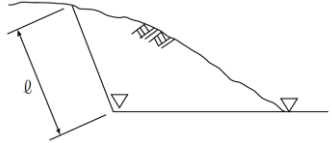
第14節 擁壁工

第3条 場所打擁壁工 3-2-15-1 場所打擁壁工を準用

第4条	プレキャスト擁壁工	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工を準用
第15節	石・ブロック積（張）工	
第3条	コンクリートブロック工	3-2-5-3 コンクリートブロック工を準用
第4条	石積（張）工	3-2-5-5 石積（張）工を準用
第16節	カルバート工	
第4条	場所打函渠工	10-1-9-6 場所打函渠工を準用
第5条	プレキャストカルバート工	3-2-3-28 プレキャストカルバート工を準用
第17節	法面工	
第2条	植生工	3-2-14-2 植生工を準用
第3条	法面吹付工	3-2-14-3 吹付工を準用
第4条	法枠工	3-2-14-4 法枠工を準用
第6条	アンカー工	3-2-14-6 アンカー工を準用
第7条	かご工	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（じゃかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
	かご工（ふとんかご）	3-2-3-27 羽口工を準用
第18節	落石雪害防止工	
第4条	落石防止網工	10-1-11-4 落石防止網工を準用
第5条	落石防護柵工	10-1-11-5 落石防護柵工を準用
第6条	防雪柵工	10-1-11-6 防雪柵工を準用
第7条	雪崩予防柵工	10-1-11-7 雪崩予防柵工を準用
第20節	鋼桁工	
第3条	鋼桁補強工	10-16-3-4 桁補強材製作工を準用
第21節	橋梁支承工	
第3条	鋼橋支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第4条	PC 橋支承工	10-4-5-10 支承工を準用
第15節	橋梁付属物工	
第3条	伸縮装置工	3-2-3-24 伸縮装置工を準用
第4条	落橋防止装置工	10-4-8-3 落橋防止装置工を準用
第6条	地覆工	10-4-8-5 地覆工を準用
第7条	橋梁用防護柵工	10-4-8-6 橋梁用防護柵工を準用
第8条	橋梁用高欄工	10-4-8-7 橋梁用高欄工を準用
第9条	検査路工	10-4-8-8 検査路工を準用
第17節	現場塗装工	
第3条	橋梁塗装工	3-2-3-31 現場塗装工を準用
第6条	コンクリート面塗装工	3-2-3-11 コンクリート面塗装工を準用

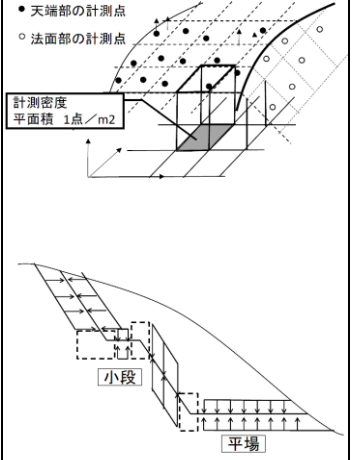
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編	掘削工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
第2章 土工		法長 1	1<5m			
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工			1≧5m			
第2条 掘削工			法長-4%			

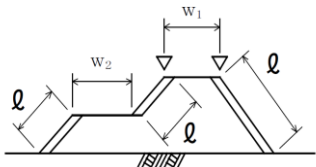
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第2条 掘削工	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2
		平場	標高較差	±50	±150			
		法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160			
		法面(軟岩I)(小段含む)	水平または標高較差	±70	±330			

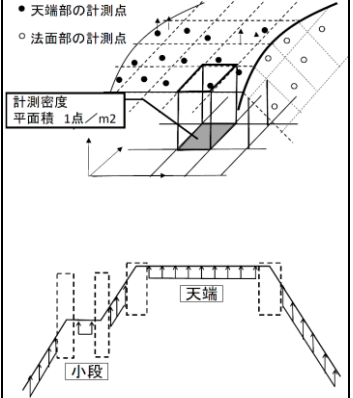
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 第2章 第3節 第2条	共通編 土工 河川土工・海岸土工・砂防土工 掘削工	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
			平場	標高較差	±50	±300			
			法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
第1編 第2章 第3節 第3条	共通編 土工 河川土工・海岸土工・砂防土工 盛土工	盛土工	基準高 ▽		-50		施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
			法長 1	1<5m	-100				
				1≧5m	法長-2%				
			幅 w1, w2		-100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第3条 掘削工	盛土 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3

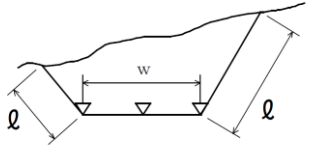
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第4条 補強土壁工	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土壁工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基準高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第5条 法面整形工	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
第1編 共通編 第2章 土工 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工 第6条 堤防天端工	堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは、施工延長 200m につき 1 ヶ所、200m 以下は 2 ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6

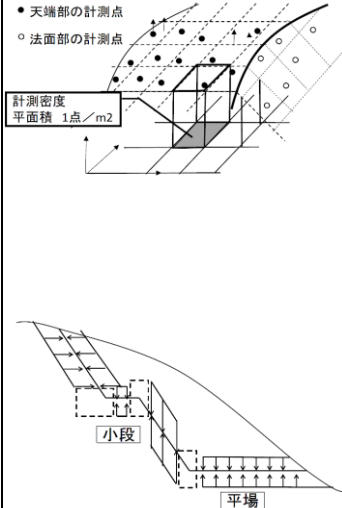
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第2条 掘削工	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
		法長 1	1<5m	-200			
			1≧5m	法長-4%			
		幅 w		-100			

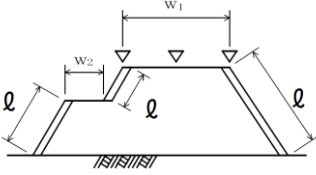
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第2条 掘削工	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
		平場	標高較差	±50	±150			
		法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160			
		法面(軟1)(小段含む)	水平または標高較差	±70	±330			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第3条 路体盛土工 第4条 路床盛土工	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
		法長 1	1<5m			
			1≥5m			
		幅 w1, w2	-100			

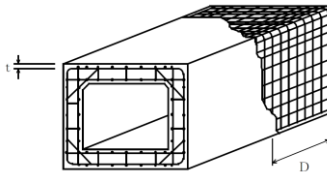
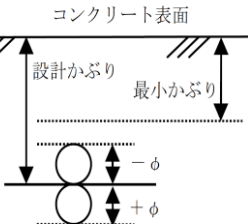
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
				平均値	個々の計測値			
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第3条 路体盛土工 第4条 路床盛土工	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	●天端部の計測点 ○法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²	1-2-4-3 1-2-4-4
		法面(小段含む)	標高較差	±80	±190			

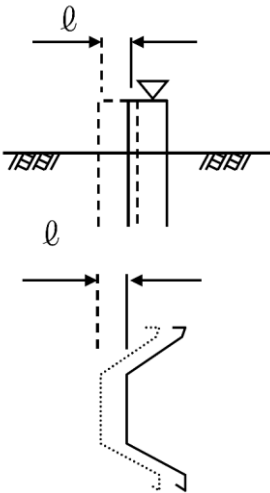
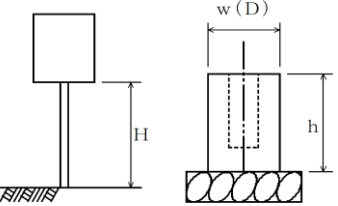
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 第5条 法面整形工	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40m につき 1 ヶ所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 第7節 鉄筋工 第4条 組立て	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D:n 本間の延長 n:10 本程度とする φ:鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、は、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 3-2-18-2 床版工を適用する。 注 3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である 内空断面積 25m² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
		かぶり t	設計かぶり ±φ かつ 最小かぶり以上			

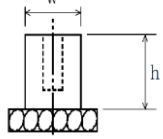
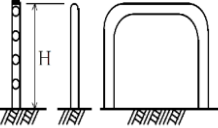
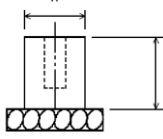
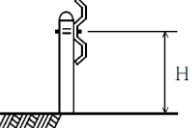
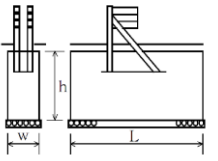
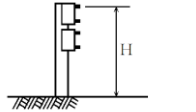
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第3節 第4条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 矢板工	矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）		基準高 ▽	±50		3-2-3-4
		根入長		設計値以上			
		変位 L		100			
第3編 第2章 第3節 第5条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 縁石工	縁石工 （縁石・アスカーブ）		延長 L	-200		3-2-3-5
第3編 第2章 第3節 第6条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 小型標識工	小型標識工		基準高さ H	設計値以上		3-2-3-6
		基礎	幅 w (D)	-30	基礎 1 基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			高さ h	-30			
			根入長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

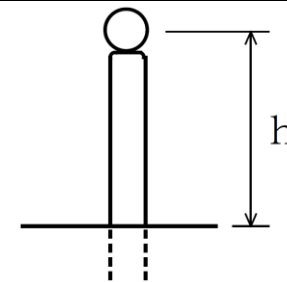
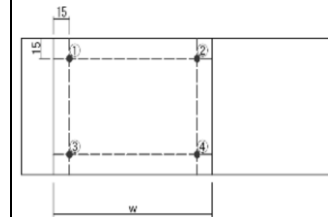
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第3節 第7条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ケ所測定。	 	3-2-3-7
			高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		パイプ取付高 H		+30 -20	1 ケ所/1 施工箇所		
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第3編 第2章 第3節 第8条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ケ所/施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ケ所/1 施工箇所。	 	3-2-3-8
			高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		ビーム取付高 H		+30 -20	1 ケ所/1 施工箇所		
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第3編 第2章 第3節 第8条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ケ所/1 基礎毎	 	3-2-3-8 ※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する
			高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
			延長 L	-100			
		ケーブル取付高 H		+30 -20	1 ケ所/1 施工箇所		
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第3節 第9条	土木工事共通編 一般施工 共通的工種 区画線工	区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-2-3-9
			幅 w	設計値以上		
第3編 第2章 第3節 第9条	土木工事共通編 一般施工 共通的工種 区画線工	区画線工 (溶融式カラー塗装)	暑さ t	設計値以上 (1.5mm 以上)	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-2-3-9 区画線工に 準拠
			幅 w	設計値以上		
第3編 第2章 第3節 第10条	土木工事共通編 一般施工 共通的工種 道路付属物工	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	± 30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-2-3-10



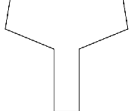
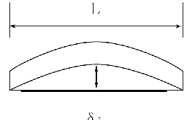
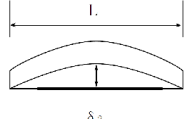
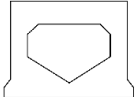
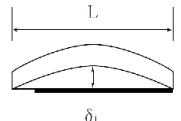
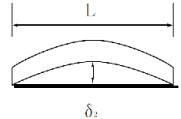
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第10条 区画線工		重ね幅（w）	設計値以上	1 施工箇所 1 回		
		シート固定ピン本数	設計値以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第11条 コンクリート面塗装工	コンクリート面塗装工	塗装使用量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは 500m ² とする		3-2-3-11

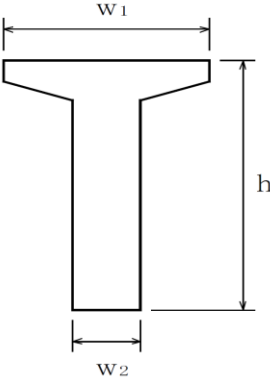
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第3節 第12条	土木工事共通編 一般施工 共通的工種 プレテンション桁 製作工	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	延長 L (m)	±L/1000	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
			断面の外形寸法	±5		
			横桁のそり $\sigma 1$	±8		
			横方向の曲がり $\sigma 2$	±10		
第3編 第2章 第3節 第12条	土木工事共通編 一般施工 共通的工種 プレテンション桁 製作工	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	延長 L (m)	±10…L≤10m ±L/1000…L>10m	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
			断面の外形寸法	±5		
			横桁のそり $\sigma 1$	±8		
			横方向の曲がり $\sigma 2$	±10		

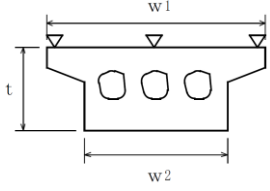
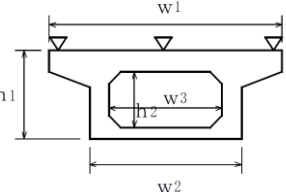
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第3節 第13条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 ポストテンション 桁製作工	幅（上） w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 L：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
		幅（下） w2	±5			
		高さ h	+10 -5			
		桁長 L 支間長	L<15…±10 L≥15… ±（L-5）かつ-30mm 以内			
		横方向最大タワミ	0.8L			
第3編 第2章 第3節 第14条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 L	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
		断面の外形寸法（mm）	—			
第3編 第2章 第3節 第14条	土木工事共通編 一般施工 共通の工種 プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 L 支間長	L<15…±10 L≥15… ±（L-5）かつ-30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする L：支間長（m）		3-2-3-14
		横方向最大タワミ	0.8L			

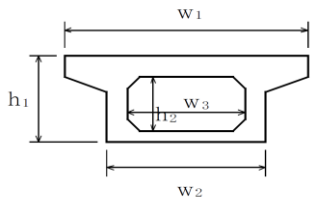
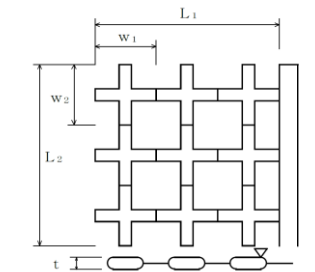
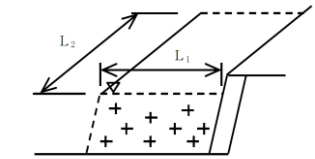
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第15条 PC ホロースラブ製作工	PC ホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3-2-18-2 床版工に準ずる。		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
		幅 w1, w2	-5～+30			
		厚さ t	-10～+20			
		桁長 L	L<15…±10 L≥15… ± (L-5) かつ-30mm			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通的工種 第16条 PC 箱桁製作工	PC 箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3-2-18-2 床版工に準ずる。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m2 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
		幅（上） w1	-5～+30			
		幅（下） w2	-5～+30			
		内空幅 w3	±5			
		高さ h1	+10 -5			
		内空高さ h2	+10 -5			
		桁長 L	L<15…±10 L≥15… ± (L-5) かつ-30mm			

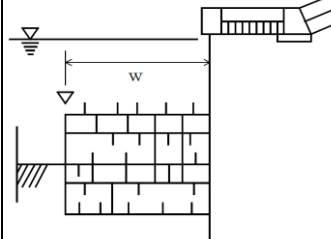
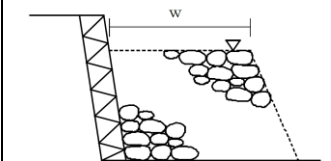
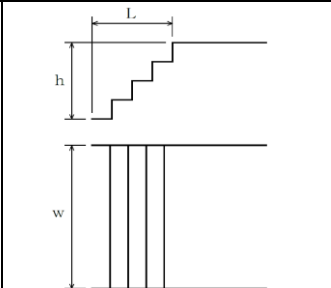
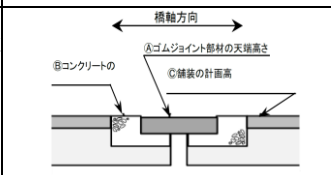
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第16条 PC 押出し箱桁製作工	PC 押出し箱桁製作工	幅（上） w1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3-2-18-2 床版工に準ずる。 L：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
		幅（下） w2	-5～+30			
		内空幅 w3	±5			
		高さ h1	+10 -5			
		内空高さ h2	+10 -5			
		桁長 L	L<15…±10 L≥15… ±（L-5）かつ-30mm			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第17条 根固めブロック工		層積	基準高 ▽	±100		3-2-3-17
			厚さ t	-20		
			幅 w1, w2	-20		
			延長 L1, L2	-200		
		乱積	基準高 ▽	±t/2		
			延長 L1, L2	-t/2		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第18条 沈床工	沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		3-2-3-18
		幅 w	±300			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第19条 捨石工	捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-19
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第22条 階段工	階段工	幅 w	-30	1回/1 施工箇所		3-2-3-22
		高さ h	-30			
		長さ L	-30			
		段数	±0 段			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第24条 伸縮装置工	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付けの高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の 3 点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3m の直線定規で測って凹凸が 3mm 以下		3-2-3-24
		表面の凹凸	3			
		仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

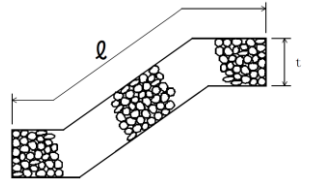
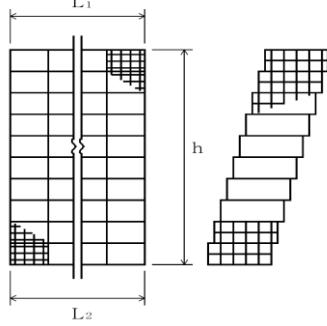
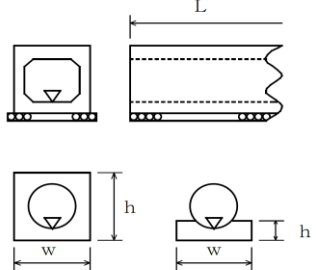
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第24条 伸縮装置工	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ 橋軸方向各点誤差の相対値	±3 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
		表面の凹凸	3			
		歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
		歯咬み合い部の縦方向間隔 w1	±2			
		歯咬み合い部の横方向間隔 w2	±5			
		仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第24条 伸縮装置工	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0～+3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第26条 多自然型護岸工	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ▽ 法長 l 延長 L	±500 -200 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第26条 多自然型護岸工	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l 厚さ t 延長 L	-100 -0.2t -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26

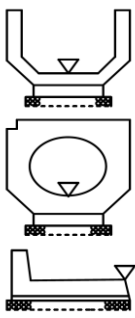
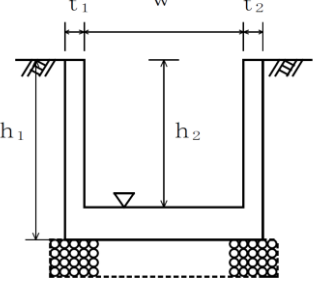
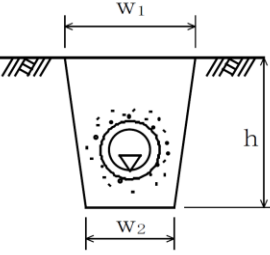
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第27条 羽口工	羽口工 (じゃかご)	法長 1	1<3m	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
			1≥3m			
		厚さ t	-50			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第27条 羽口工	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。		3-2-3-27
		延長 L1, L2	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第28条 プレキャストカル バート工	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス 工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
		※幅 w	-50			
		※高さ h	-30			
		延長 L	-200			

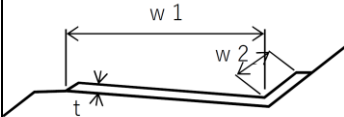
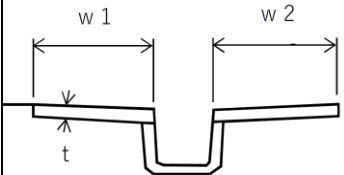
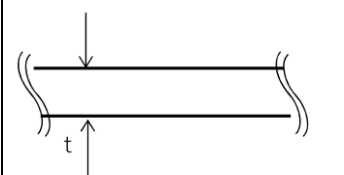
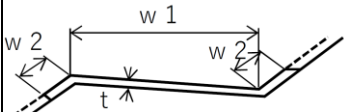
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
		延長 L	-200	1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
		厚さ t1, t2	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h1, h2	-30			
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	1 施工箇所毎		3-2-3-29
		幅 w1, w2	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
		深さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	小段排水工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
		幅 w1, w2	-30			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	縦排水工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
		幅 w1, w2	-30			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	張コンクリート工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第29条 側溝工	小段排水工	厚さ t	-20	施工延長 40m につき 1 箇所、施工延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		3-2-3-29-2 側溝工（場所打水路工）に準拠
		幅 w1, w2	-30			

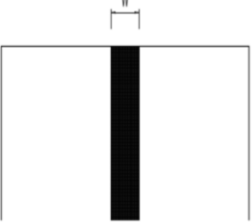
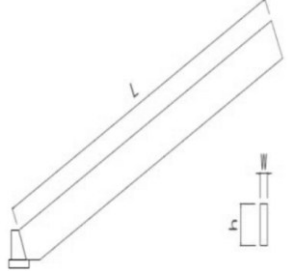
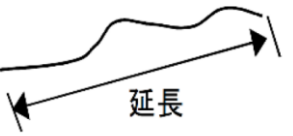
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第30条 集水桝工	集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
		※厚さ t1～t5	-20			
		※幅 w1, w2	-30	厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
		※高さ h1, h2	-30			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 第31条 現場塗装工	現場塗装工	塗装厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-2-3-31

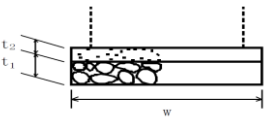
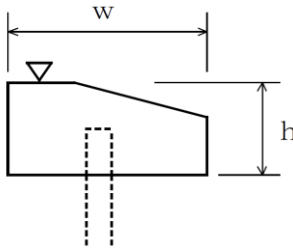
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第3節 土木工事共通編 一般施工 共通の工種	土工 (遮水シート)	重ね幅	設計値以上	施工延長 25m (測点間隔 20m の場合は 20m) につき 1箇所		
第3編 第2章 第3節 土木工事共通編 一般施工 共通の工種	端止工	法長 ($L < 3m$)	-50	1 施工箇所毎		3-2-15-1 場所打擁 壁工に準拠
		法長 ($L \geq 3m$)	-100			
		幅	-30			
		高さ	-50			
第3編 第2章 第3節 土木工事共通編 一般施工 共通の工種	橋梁補修工 (ひび割れ補修工)	延長 L	設計値以上	全箇所		
第3編 第2章 第3節 土木工事共通編 一般施工 共通の工種	橋梁補修工 (断面修復工)	延長 L 幅 w	設計値以上	全箇所		

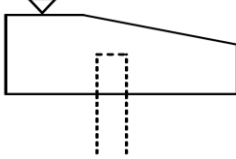
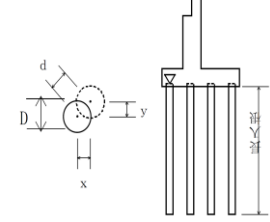
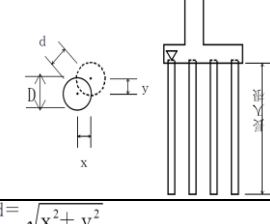
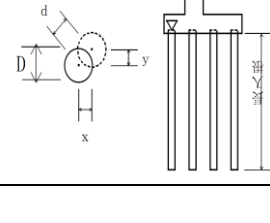
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第1条 一般事項	一般事項 (切込砂利) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-4-1
		厚さ t1, t2	-30			
		延長 L	各構造物の規格値による			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工 第3条 基礎工	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
		幅 w	-30			
		高さ h	-30			
		延長 L	-200			

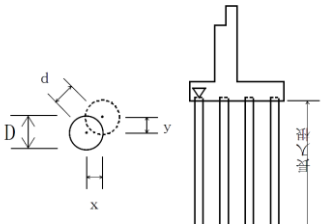
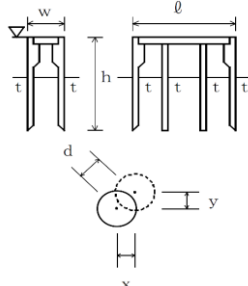
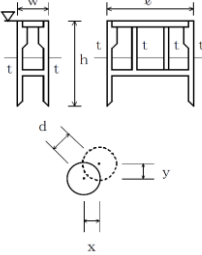
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第4節 第3条	土木工事共通編 一般施工 基礎工 基礎工	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽ 延長 L	±50 -200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 3-2-4-3
第3編 第2章 第4節 第4条	土木工事共通編 一般施工 基礎工 既製杭工	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H 鋼杭）	基準高 ▽ 根入長 偏心量 d 傾斜	±50 設計値以上 D/4 以内かつ 100 以内 1/100 以内	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$  3-2-4-4
第3編 第2章 第4節 第4条	土木工事共通編 一般施工 基礎工 既製杭工	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径 D	±50 設計値以上 D/4 以内かつ 100 以内 1/100 以内 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$  3-2-4-4
第3編 第2章 第4節 第5条	土木工事共通編 一般施工 基礎工 場所打杭工	場所打杭工	基準高 ▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径 D	±50 設計値以上 100 以内 1/100 以内 設計値（公称径）-30 以上	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の 2 方向で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$  3-2-4-5

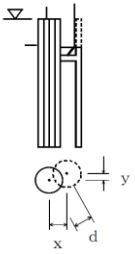
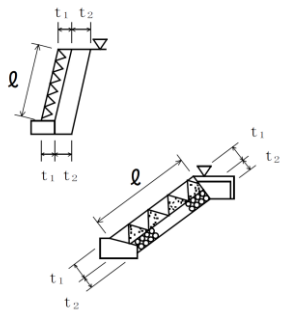
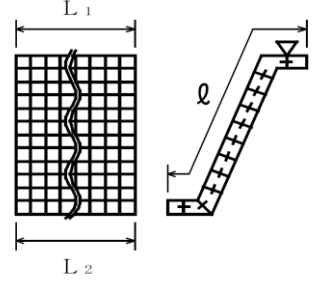
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第4節 第6条	深基礎工	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
		根入長	設計値以上			
		偏心量 d	150 以内			
		傾斜	1/50 以内			
		基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
第3編 第2章 第4節 第7条	オープンケーソン基礎工	基準高 ∇	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
		ケーソンの長さ l	-50			
		ケーソンの幅 w	-50			
		ケーソンの高さ h	-100			
		ケーソンの壁厚 t	-20			
		偏心量 d	300 以内			
第3編 第2章 第4節 第8条	ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ∇	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
		ケーソンの長さ l	-50			
		ケーソンの幅 w	-50			
		ケーソンの高さ h	-100			
		ケーソンの壁厚 t	-20			
		偏心量 d	300 以内			

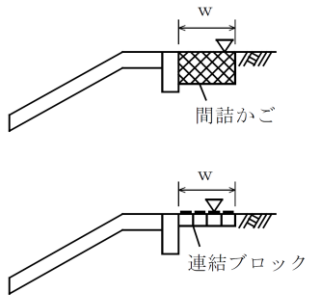
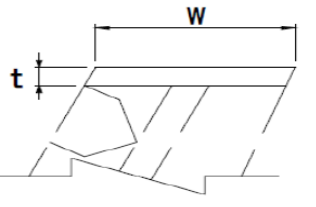
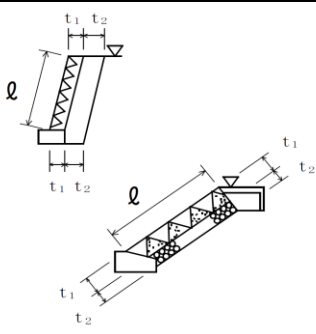
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第4節 第9条	土木工事共通編 一般施工 基礎工 鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工	基準高 ▽		±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
			根入長		設計値以上			
			偏心量 d		300 以内			
第3編 第2章 第5節 第3条	土木工事共通編 一般施工 石・ブロック積 (張)工 コンクリートブ ロック工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック 積) (コンクリートブロック張 り)	基準高 ▽		±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所 を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
			法長 1	1<3m	-50			
				1≥3m	-100			
			厚さ (ブロック積張) t1		-50			
			厚さ (裏込) t2		-50			
			延長 L		-200			
第3編 第2章 第5節 第3条	土木工事共通編 一般施工 石・ブロック積 (張)工 コンクリートブ ロック工	コンクリートブロック工 (連続ブロック張り)	基準高 ▽		±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の 規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
			法長 1		-100			
			延長 L1, L2		-200			

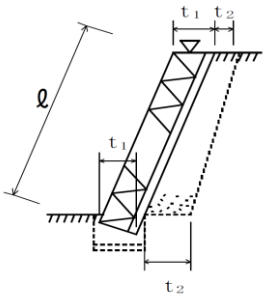
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第5節 第3条	土木工事共通編 一般施工 石・ブロック積 (張)工 コンクリートブ ロック工	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50		3-2-5-3
			幅 w	-100		
			延長 L	-200		
第3編 第2章 第5節 第3条	土木工事共通編 一般施工 石・ブロック積 (張)工 コンクリートブ ロック工	コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	幅 w	-30		3-2-15-1 場所打擁 壁工に準拠
			厚さ t	-20		
			延長 L	-200		
第3編 第2章 第5節 第4条	土木工事共通編 一般施工 石・ブロック積 (張)工 緑化ブロック工	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50		3-2-5-4
			法長 1	1<3m		
				1≧3m		
			厚さ(ブロック積張) t1	-50		
			厚さ(裏込) t2	-50		
			延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第5節 石・ブロック積 (張)工 第5条 石積(張)工	石積(張)工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
		法長 1	1<3m			
			1≥3m			
		厚さ(ブロック積張) t1	-50			
		厚さ(裏込) t2	-50			
		延長 L	-200			

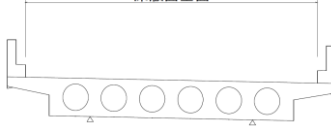
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第6条 橋面防水工	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅 100mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第6節 第6条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 橋面防水工	橋面防水工	コンクリート床版面の乾燥状態	良好	全面目視確認		道路橋床板防水便覧」(H19.3 日本道路協会)を参考
			清掃状態	良好	全面目視確認		
			水分量 %	10%以下	300m2 を超えない範囲で1日1回実施。重ね幅の標準値を100mm とする。		
			床版防水面のはがれ	異常なし			
			シワ	異常なし			
			気泡	異常なし		10cm 程度以上の気泡が生じた場合は、キリなどで穴をあけて押さえ込み貼付用アスファルトを塗布すること。	
			キズ	異常なし			
			重ね幅 w	-20、+50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
										中規模以上
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
			厚さ	-45	-45	-15	-15			
			幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 [1]施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。	3-2-6-7
		厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10, 000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3, 000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2, 000m2 以上 10, 000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3, 000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
		粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
		セメント (石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
			幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値（x）		10 個の測定値の平均（x10） *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
										中規模以上
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
		幅	-25	-25	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
			幅	-25	-25	—			
		平坦性	—		3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 第2章 第6節 第7条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 アスファルト舗装工	厚さ	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で2,000m2 以上 10,000m2 未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
		平坦性	－		3m プロフィールメータ － （δ）2.4mm 以下 直読式（足付き） （δ）1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
										中規模以上
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	± 40	± 50	—	—	基準高は延長 40mm 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
			厚さ	-45	-45	-15	-15			
			幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
		厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
										中規模以上
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
		粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
		セメント (石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
			幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
		幅	-25	-25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第8条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
		幅	-25	-25	—	—			
		平坦性	—		3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第8条 半たわみ性舗装工	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
		平坦性	—		3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
		厚さ	-45	-45	-15	15			
		幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
		厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
		幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第9条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
		幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第9条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 排水性舗装工	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
		幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第9条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 排水性舗装工	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
		幅	-25	-25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第9条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 排水性舗装工	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第9条 排水性舗装工	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
		幅	-25	-25	—	—			
		平坦性	—		3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下直読式（足付き）				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第9条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 排水性舗装工	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
		平坦性	－		3m プロフィールメータ － (δ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm 以下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)			
			中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 ▽	±50		—	基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
		厚さ	t<15cm	-30	-10			
			t≥15cm	-45	-15			
		幅	-100		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
			t≥15cm	±90	+50 -15			
		厚さあるいは 標高較差	t<15cm	+90 -70	+50 -10			
			t≥15cm	±90	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)			
			中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
		幅	-25		—			

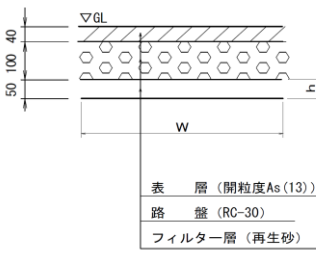
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x10)			
			中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第10条 透水性舗装工	透水性舗装工 (フィルター層)	基準高 ▽	±50	基準高は、片側延長 40m 毎に 1 箇所。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 以下の間隔。	 表 層 (開粒度As(13)) 路 盤 (RC-30) フィルター層 (再生砂)	3-2-6-10-1 透水性舗装工(路盤工) に準拠
		厚さ t	-30			
		幅 w	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
第3編 第2章 第6節 第11条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
			幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11 条 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
					中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11 条 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
		幅	-25	-25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11 条 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11 条 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
		幅	-25	-25	—	—			
		平坦性	—		3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第11 条 グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
		平坦性	－		3m プロフィールメータ － (δ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm 以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
		厚さ	-45		-15				
		幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12
		厚さ	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
		幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 第2章 第6節 第12 条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
		幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 第2章 第6節 第12 条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2, 000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2, 000m2 未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
		幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 第2章 第6節 第12 条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
					中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10		-3. 5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
		幅	-25		—				
		平坦性	—		コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (δ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (δ) 1.75mm 以下				
		目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
		平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロファイルメータにより機械舗設の場合 (δ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (δ) 3mm以下				
		目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高 ▽	± 40	± 50	－		基準高は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
		厚さ	-45		-15				
		幅	-50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12
		厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X 10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
		幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
		幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 第2章 第6節 第12条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
		幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 第2章 第6節 第12 条	土木工事共通編 一般施工 一般舗装工 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m2未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m 毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
		幅	-35		－				
		平坦性	－		転圧コンクリートの硬化後 3m プロフィルメータにより (δ) 2.4mm 以下				
		目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第12 条 コンクリート舗装工	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
		平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後 3m プロフィールメータにより (δ) 2.4mm 以下				
		目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	－		基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
		厚さ	-45		-15				
		幅	-50		－				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
		幅	-50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13 条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
		幅	-50		—				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13 条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
		幅	-50		—				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第13 条 薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
		幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	－		基準高は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
		厚さ	-45		-15				
		幅	-50		－				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
		幅	-50		－				

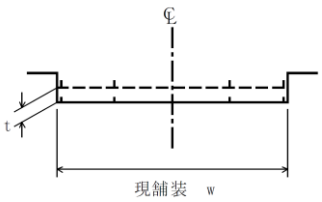
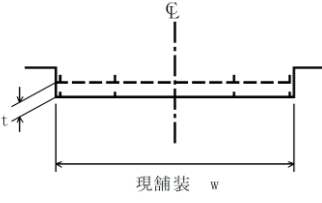
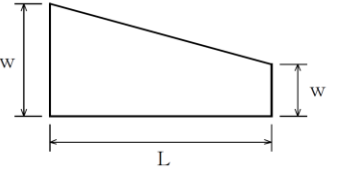
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
					中規模以上	小規模以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 小規模とは、施工面積が 2,000m2 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
		幅	-50		—				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
		幅	-50		—				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第14条 ブロック舗装工	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000m2 に 1 個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-14
		幅	-25		—				

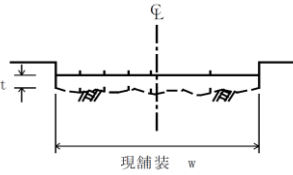
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		測定値の平均 (x)				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第15条 路盤切削工	路盤切削工	厚さ t	-7		-2		厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
		幅 w	-25		—				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第15条 路盤切削工	路盤切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17)		-2 (2)		1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-2-6-15
		幅 w	-25		—				
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第16条 舗装打換え工	舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50			各層毎 1ヶ所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
			延長 L	-100					
			厚さ t	該当工種					
		舗装工	幅 w	-25					
			延長 L	-100					
			厚さ t	該当工種					

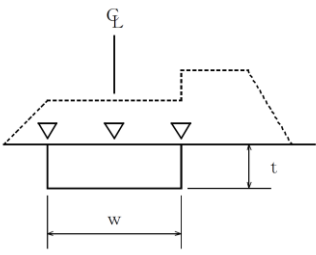
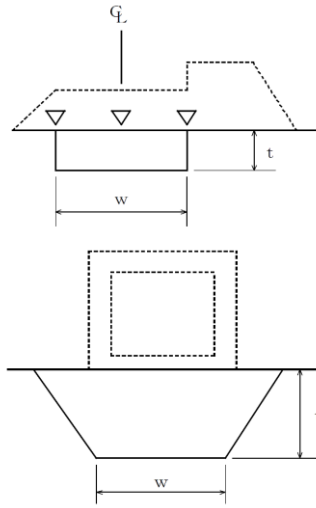
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均				
			中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第17条 オーバーレイ工	オーバーレイ工	厚さ t	-9				厚さは 40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1 ヶ所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2 ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17
		幅 w	-25						
		延長 L	-100						
		平坦性	—	3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下					
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工 第 17 条 オーバーレイ工	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	-20	-3		1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17	
		平坦性	—	3m プロフィールメータ — (δ) 2.4mm 以下 直読式（足付き） (δ) 1.75mm 以下					

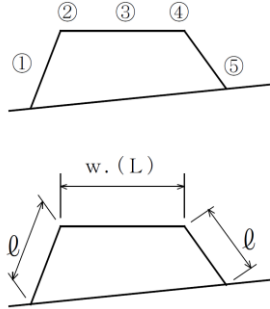
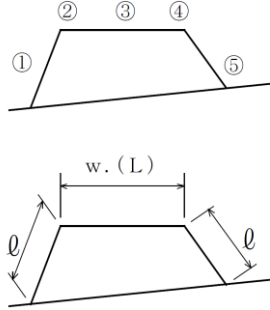
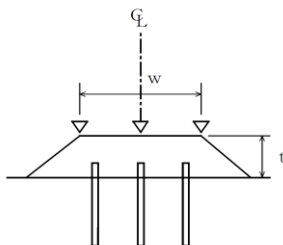
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第7節 第2条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、 施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は 不要）。		3-2-7-2
		施工厚さ	-50			
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 第2章 第7節 第3条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 置換工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
		置換厚さ t	-50			
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			

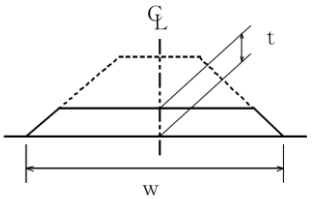
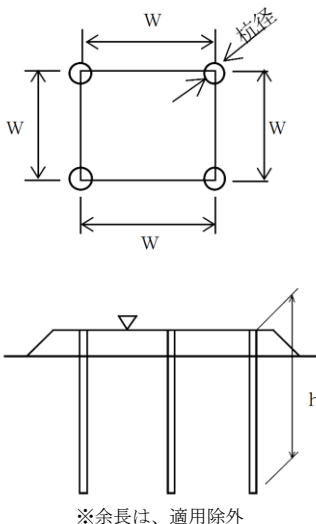
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第7節 第4条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 表層安定処理工	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。 W. (L) は施工延長 40m につき 1 ヶ所、80m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
			法長 l	-500			
			天端幅 w	-300			
			天端延長 L	-500			
第3編 第2章 第7節 第4条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 表層安定処理工	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)		3-2-7-4
			法長 l	-500			
			天端幅 w	-300			
			天端延長 L	-500			
第3編 第2章 第7節 第5条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 パイルネット工	パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
			厚さ t	-50			
			幅 w	-100			
			延長 L	-200			

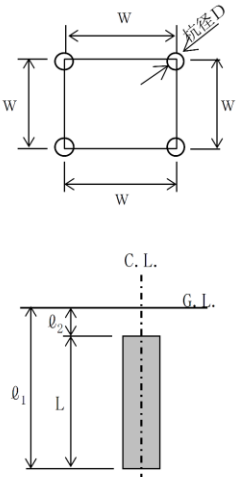
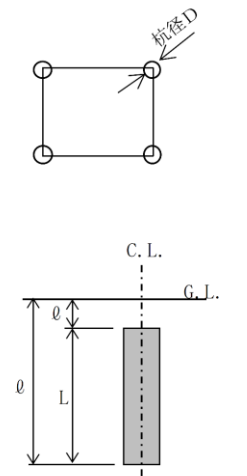
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第7節 第6条	土工工事共通編 一般施工 地盤改良工 サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
		幅 w	-100			
		延長 L	-200			
第3編 第2章 第7節 第7条 第8条	土工工事共通編 一般施工 地盤改良工 パーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔 w	±100	100 本に 1ヶ所。 100 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-7-7 3-2-7-8
		杭径 D	設計値以上			
		打込長さ h	設計値以上			
		サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			

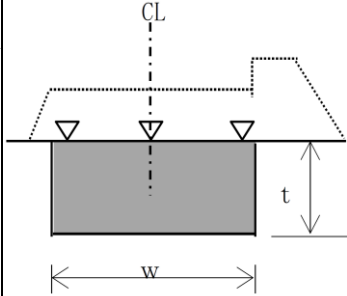
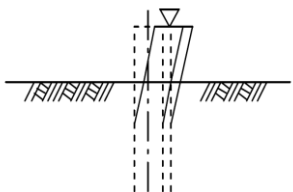
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第7節 第9条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 固結工	固結工 (粉体噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50		3-2-7-9
		位置・間隔 w	D/4 以内			
		杭径 D	設計値以上			
		深度 L	設計値以上			
			全本数 L=11-12 11 は改良体先端深度 12 は改良端天端深度			
第3編 第2章 第7節 第9条	土木工事共通編 一般施工 地盤改良工 固結工	固結工 (スラリー攪拌工)	基準高 ▽	0 以上		3-2-7-9
		位置	D/8 以内			
		杭径 D	設計値以上			
		改良長 L	設計値以上			

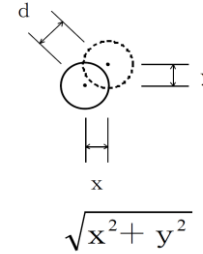
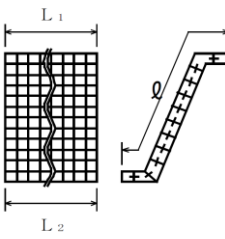
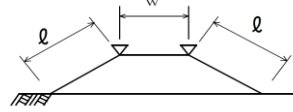
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第7節 地盤改良工 第9条 固結工	固結工 (中間混合処理)	基準高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1 ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長 40m(50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。		3-2-7-9
		施工厚さ t	設計値以上			
		幅 w	設計値以上			
		延長 L	設計値以上			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (H 鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所。延長 40m(又は 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		3-2-10-5
		根入長	設計値以上			

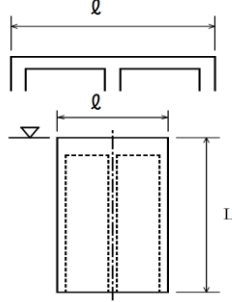
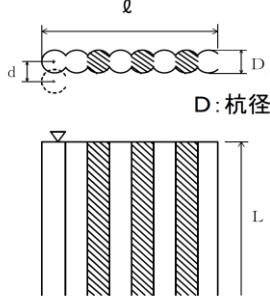
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (アンカー工)	掘削深さ 1	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
		配置誤差 d	100			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 1	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		3-2-10-5
		延長 L1, L2	-200	1 施工箇所毎		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (締切盛土工)	基準高 ▽	-50	施工延長 50m につき 1 ケ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		3-2-10-5
		天端幅 w	-100			
		法長 1	-100			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第10節 仮設工 第5条 土留・仮締切工	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長 50m につき 1 ケ所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		3-2-10-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
第3編 第2章 第10節 第9条	土木工事共通編 一般施工 仮設工 地中連続壁工	地中連続壁工（壁式）		基準高 ▽		±50		基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。				3-2-10-9	
				連壁の長さ l		+50							
				変位		300							
				壁体長 L		-200							
第3編 第2章 第10節 第9条	土木工事共通編 一般施工 仮設工 地中連続壁工	地中連続壁工（柱列式）		基準高 ▽		±50		基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。				3-2-10-9	
				連壁の長さ l		-50							
				変位		D/4 以内							
				壁体長 L		-200							
第3編 第2章 第12節 第1条	土木工事共通編 一般施工 工場製作工共通 鋳造費	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 -0		製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定。 詳細は道路橋支承便覧参照				3-2-12-1	
				中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ								
					≦1000mm		1 以下						
					ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ								
					>1000mm		1.5 以下						

次頁に続く

次頁に続く

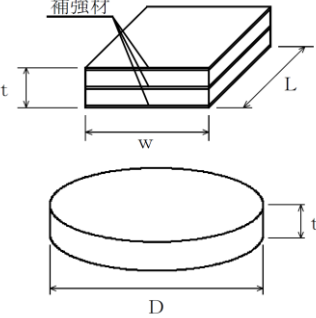
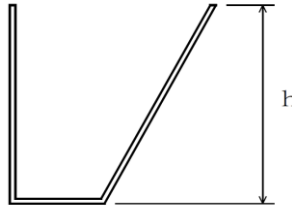
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 鋳造費	鋳造費（金属支承工）	放し （アンカーバー用孔） （鋳ポルト）	ドリル加工孔	≦100mm	+3 -1	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定。 詳細は道路橋支承便覧参照	3-2-12-1
				>100mm	+4 -2		
			孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13		
		センスタ	ボスの直径		+0 -1		
			ボスの高さ		+1 0		
		ボス ※5	ボスの直径		+0 -1		
			ボスの高さ		+1 -1		
		上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13		
		全移動量 I ※4	I ≦ 300mm		±2		
			I > 300mm		±1/100		
		組立高さH	上, 下面加工仕上げ		±3		
			コンクリート構造用	H ≦ 300mm	±3		
				H > 300mm	(H/200+3) 少数点以下切り捨て		
		普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403-1995 CT14		
			鋳放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403-1995 CT15		
			削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級		
			ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級		

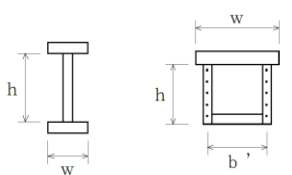
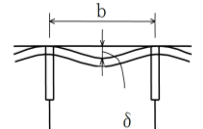
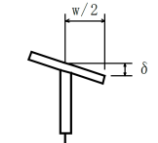
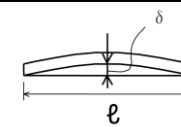
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 鋳造費	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	W, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
			500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%			
			1500 < w, L, D	0 ~ +15			
		厚さ t	t ≤ 20mm	± 0.5			
			20 < t ≤ 160	± 2.5%			
			160 < t	± 4			
		相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm	1			
			1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 仮設材製作工	仮設材製作工	部材	部材長さ l (m)	± 3...1 ≤ 10 ± 4...1 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第1条 刃口金物製作工	刃口金物製作工	刃口高さ h (mm)		± 2...h ≤ 0.5 ± 3...0.5 < h ≤ 1.0 ± 4...1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
		外周長 L (m)		± (10+L/10)			

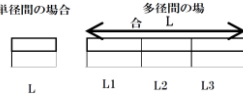
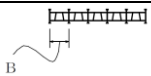
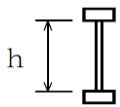
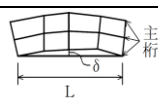
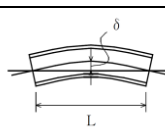
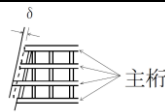
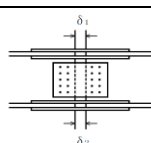
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
					鋼桁等	トラス・アーチ等		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3
			板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$h/250$ $b/150$		 	3-2-12-3 3-2-12-3
			フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
			部材長 l (m)	鋼桁 トラス、アーチなど	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$ $\pm 2 \cdots l \leq 10$ $\pm 3 \cdots l > 10$			3-2-12-3
			圧縮材の曲がり δ (mm)	$1/1000$	—	主要部材全数を測定。 l ：部材長 (mm)		3-2-12-3
			※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とする。					

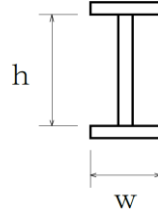
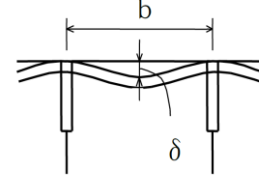
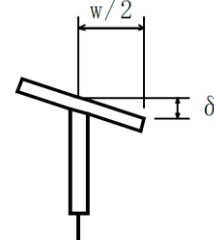
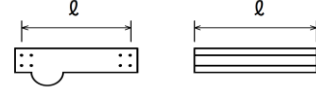
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
				鋼桁等	トラス・アーチ等			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L(m) 支間長 Ln(m)	± (10+L/10) ± (10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
			主桁、主構の中心 間距離 B(m)	±4……B≤2 ± (3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
			主構の組立高さ h(m)	±5……h≤5 ± (2.5+h/2) ……h>5	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
			主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5……L≤100 25……L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
			主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…L≤20 -5～+10…20<L≤40 -5～+15…40<L≤80 -5～+25…80<L≤200	各主桁について10～12m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
			主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
			主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
			現場継手部のすき 間 δ1、δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3
			※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

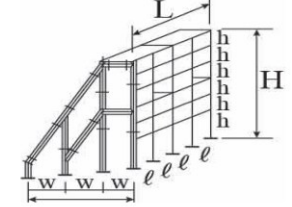
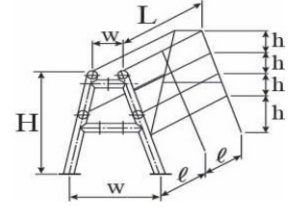
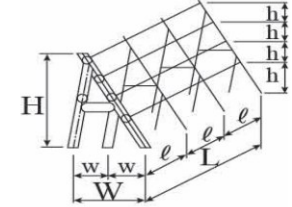
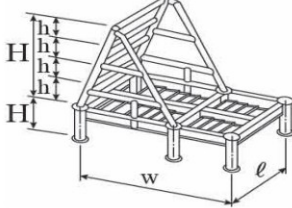
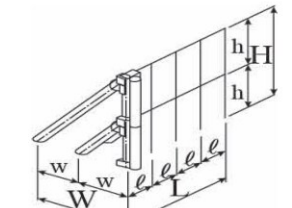
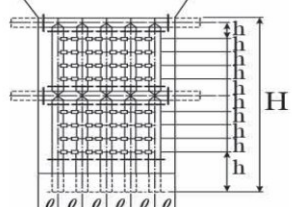
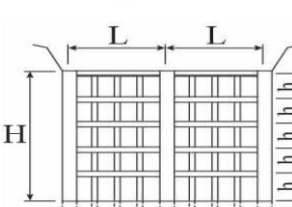
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) $\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3
		板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板 $h/250$ 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート $b/150$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
		フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
		部材長 l (m)	鋼桁 $\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	主要部材全数を測定。		
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とする。						

出来形管理基準及び規格値

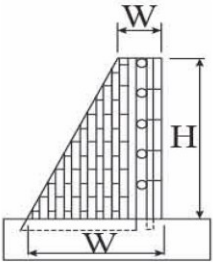
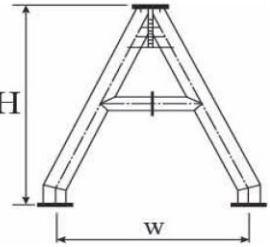
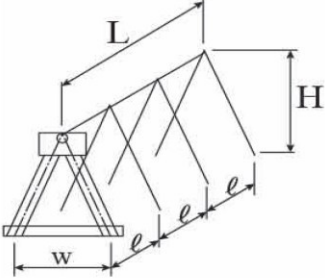
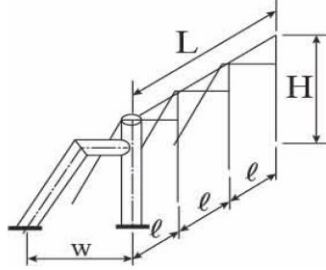
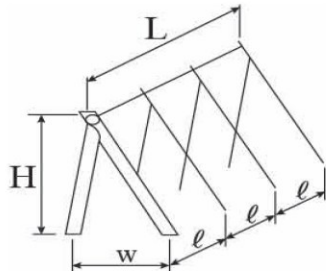
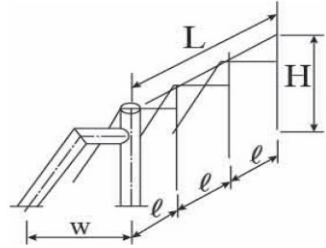
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
		堤長 L	±30			
		堤長 l	±10			
		堤幅 W	±30			
		堤幅 w	±10			
		高さ H	±10			
		ベースプレートの高さ	±10			
		本体の傾き	±H/500			
						
						
						

次頁に続く

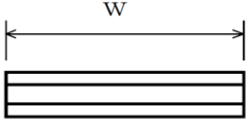
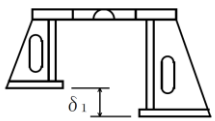
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第3条 桁製作工	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))			  	  	3-2-12-3

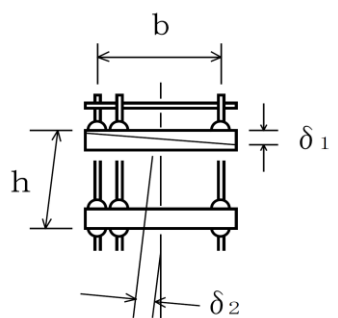
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種		測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第12節 第4条	土木工事共通編 一般施工 工場製作工共通 検査路製作工	検査路製作工		部材	部材長 1(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
第3編 第2章 第12節 第5条	土木工事共通編 一般施工 工場製作工共通 鋼製伸縮継手製作工	鋼製伸縮継手製作工		部材	部材長 w(m)	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
		仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)		設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。			
			フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)		± 2				

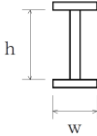
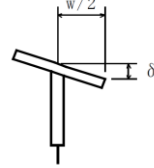
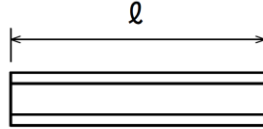
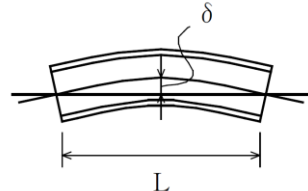
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第12節 第6条	落橋防止装置製作工	部材	部材長 1(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6
第3編 第2章 第12節 第7条	橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 1(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
第3編 第2章 第12節 第8条	アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (m)	b/500	軸心上全数測定。		3-2-12-8
			鉛直度 $\delta 2$ (m)	h/500			
			高さ h (mm)	± 5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第9条 プレベーム用桁製作工	プレベーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-9
			フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
			部材長 1 (m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
		仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について 10～12m 間隔を測定。		3-2-12-9
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第10条 鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工	部材	部材長 1 (m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10

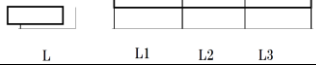
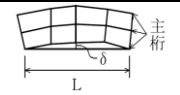
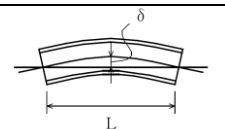
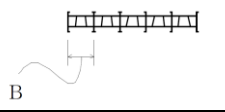
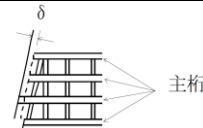
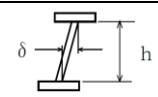
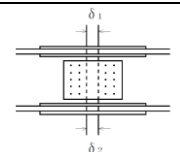
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第12節 工場製作工共通 第11条 工場塗装工	工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m ² に満たない場合は 10m ² ごとに 1 点とする。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第13節 橋梁架設工 第1条 架設工	架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	± (20+L/5) ± (20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 	3-2-13-1
		通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長 (m)			
		そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長 (m)			
		※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B≤2 ± (3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
		※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
		※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ (mm)			
		※現場継手部のすき間 δ1、δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ1、δ2 のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。（例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm）			
				※は仮組立検査を実施しない工事に適用。			
※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第13節 第1条	土木工事共通編 一般施工 橋梁架設工 架設工	架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13-1
			桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
			そり		—	主桁を全数測定。		
第3編 第2章 第14節 第2条	土木工事共通編 一般施工 法面工共通 植生工	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土 法長 1	1<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
				1≧5m	法長の-4%			
			盛土 法長 1	1<5m	-100			
				1≧5m	法長の-2%			
			延長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

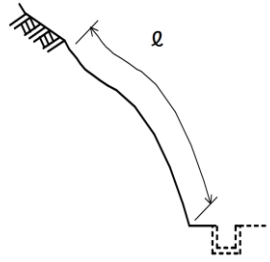
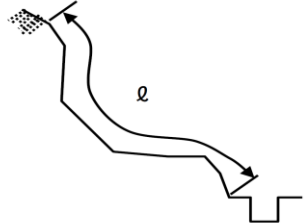
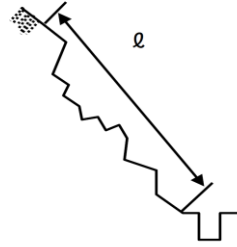
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14 節 法面工共通 第2条 植生工	植生工 (植生機材吹付工) (客土吹付工)	法長 l	l<5m	-200	施工延長 40m につき 1 ヶ所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
			l ≥ 5m	法長の-4%			
		厚さ t	t<5cm	-10	施工面積 200m2 につき 1 ヶ所、面積 200m2 以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。 検査孔により測定。		
			t ≥ 5cm	-20			
			ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
	延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

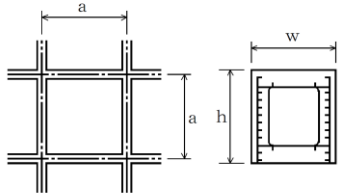
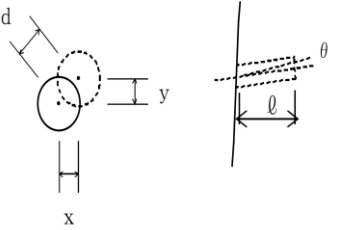
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第3条 吹付工	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	l<3m -50 l≥3m -100	施工延長 40m につき 1 ヶ所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
		厚さ t	t<5cm -10 t≥5cm -20 ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	200m ² につき 1 ヶ所以上、200m ² 以下は 2 ヶ所をせん孔により測定。		
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第4条 法枠工	法枠工 (現場打法枠工) (現場打吹付法枠工)	法 長 l	$l < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
			$l \geq 10\text{m}$	-200	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
		幅 w		-30	枠延長 100m につき 1ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
		高さ h		-30	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
		枠中心間隔 a		± 100	1 施工箇所毎		
		延長 L		-200	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第4条 法枠工	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 l	$l < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-14-4
			$l \geq 10\text{m}$	-200	1 施工箇所毎		
		延長 L		-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第6条 アンカー工	アンカー工	削孔深さ l		設計値以上	全数		3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する。
		配置誤差 d		100			
		せん孔方向 θ		± 2.5 度			

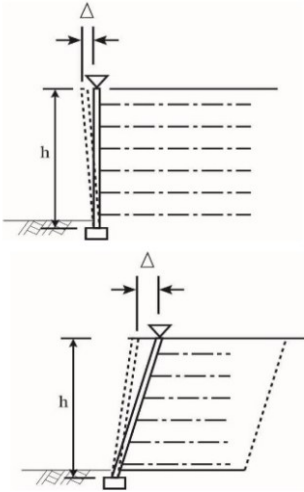
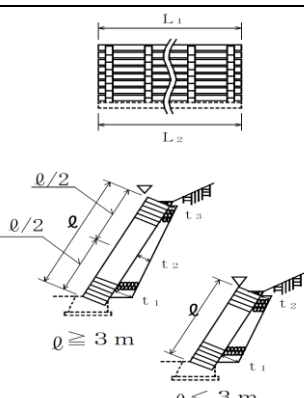
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第1条 場所打擁壁工	場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1
		厚さ t	-20			
		裏込厚さ	-50			
		幅 w1, w2	-30			
		高さ h	h<3m			
			h $\geq$ 3m			
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第2条 プレキャスト擁壁工	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2
		延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

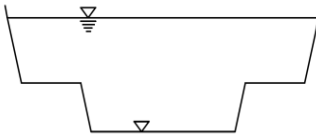
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第3条 補強土壁工	補強土壁工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に 基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出 来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に 基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出 来形管理を実施することができる。		3-2-15-3
		高さ h	$h < 3\text{m}$			
			$h \geq 3\text{m}$			
		鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内			
		控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
		延長 L	-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第15節 擁壁工共通 第4条 井桁ブロック工	井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-15-4
		法長 l	$l < 3\text{m}$			
			$l \geq 3\text{m}$			
		厚さ t1, t2, t3	-50			
		延長 L1, L2	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種		測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 第2章 第16節 第3条	土木工事共通編 一般施工 浚渫工共通 浚渫船運転工	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高 ▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
					500ps	-1000～+200			
					1000ps	-1200～+200			
				ディーゼル船	250ps	-800～+200			
					420ps 600ps	-1000～+200			
					1350ps	-1200～+200			
				幅		-200			
				延長		-200			
第3編 第2章 第16節 第3条	土木工事共通編 一般施工 浚渫工共通 浚渫船運転工	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高 ▽		+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
			幅		-200				
			延長		-200				

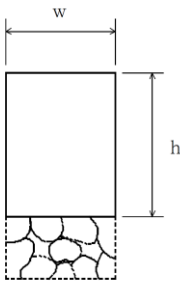
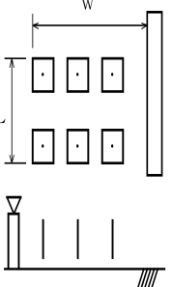
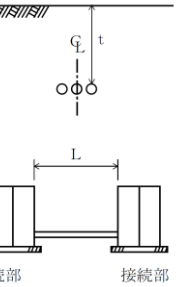
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第16節 浚渫工共通 第3条 浚渫船運転工	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
		標高較差	0以下	+400以下			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第18節 床版工 第2条 床版工	床版工	基準高 ▽	±20		基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10m2に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
		幅 w	0～+30				
		厚さ t	-10～+20				
		鉄筋のかぶり	設計値以上		1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
		鉄筋の有効高さ	±10				
		鉄筋間隔	±20		1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

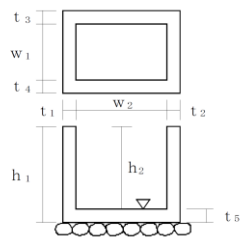
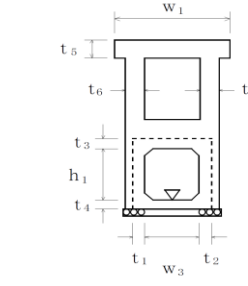
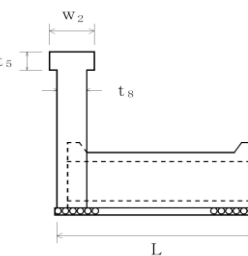
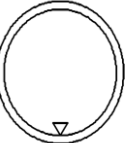
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第7節 法覆護岸工 第4条 護岸付属物工	護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
		高さ h	-30			
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第10節 水制工 第8条 杭出し水制工	杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
		幅 w	±300			
		方向	±7°			
		延長 L	-200			
第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 第13節 光ケーブル配管工 第3条 配管工	配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎1ヶ所。		6-1-13-3
		延長 L	-200	続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

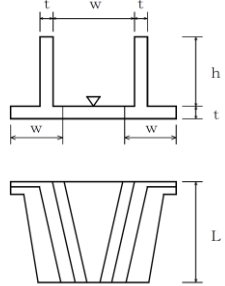
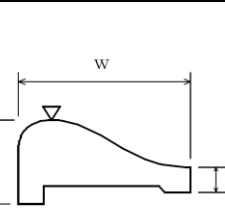
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 第1章 第13節 第4条	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場所		6-1-13-4
		※厚さ t1～t2	-20			
		※幅 w1, w2	-30			
		※高さ h1, h2	-30			
第6編 第3章 第5節 第6条	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	6-3-5-6
		厚さ t1～t2	-20			
		幅 w1, w2	-30			
		内空幅 w3	-30			
		内空高 h1	±30			
		延長 L	-200			
第6編 第3章 第5節 第6条	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		6-3-5-6
		延長 L	-200			

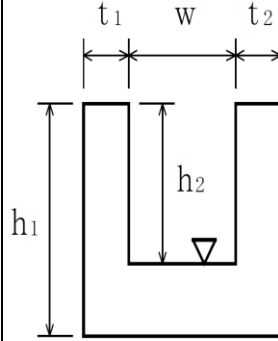
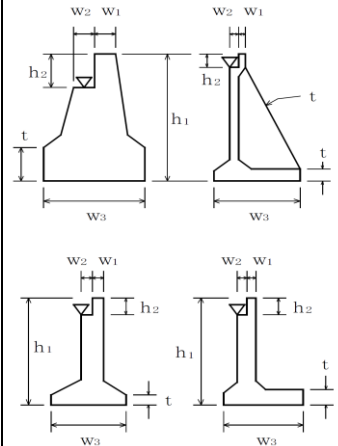
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 第3章 第5節 第7条 第8条	河川編 樋門・樋管 樋門・樋管本体工 翼壁工 水叩工	翼壁工 水叩工	基準高 ▽ 厚さ t 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所にて測定。 	6-3-5-7 6-3-5-8
第6編 第4章 第6節 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条	河川編 水門 水門本体工 床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽ 厚さ t 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所にて測定。 	6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
第6編 第5章 第6節 第13条 第14条	河川編 堰 可動堰本体工 閘門工 土砂吐工	閘門工 土砂吐工	基準高 ▽ 厚さ t 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -20 -30 ±30 -50	図面の寸法表示箇所にて測定。 	6-5-6-13 6-5-6-14
第6編 第5章 第7節 第8条 第9条 第10条	河川編 堰 固定堰本体工 堰本体工 水叩工 土砂吐工	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽ 厚さ t 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -20 -30 ±30 -50 -100	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。 	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10

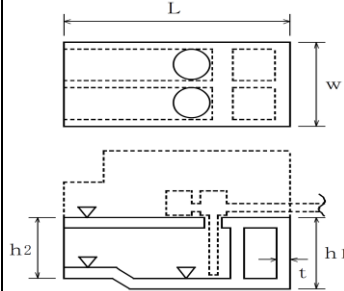
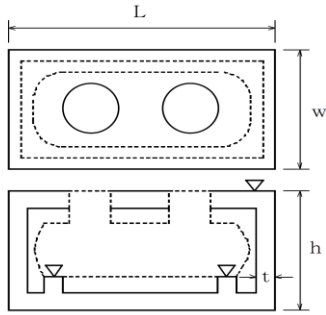
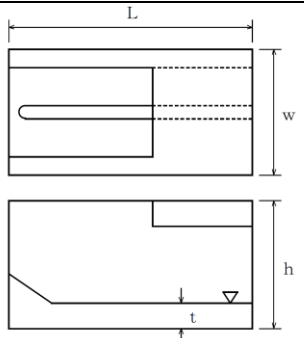
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 第5章 第8節 第3条	魚道本体工	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		6-5-8-3
		厚さ t_1, t_2	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h_1, h_2	-30			
		延長 L	-200			
第6編 第5章 第9節 第2条	管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
		厚さ t	-20			
		天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
		天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
		敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
		高さ h_1	-50			
		胸壁の高さ h_2	-30			
		天端長 l_1	-50			
		敷長 l_2	-50			
		胸壁間距離 l	± 30			
		支点長及び 中心線の変化	± 50			

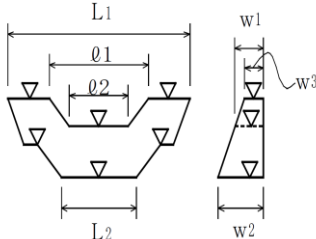
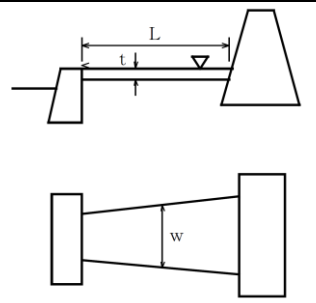
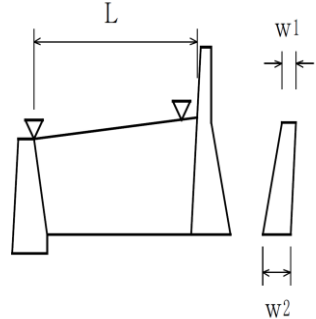
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 第6章 第4節 第6条	本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-6
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h1, h2	±30			
		延長 L	-50			
第6編 第6章 第4節 第7条	燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-7
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			
第6編 第6章 第5節 第7条	コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
		厚さ t	-20			
		幅 w	-30			
		高さ h	±30			
		延長 L	-50			

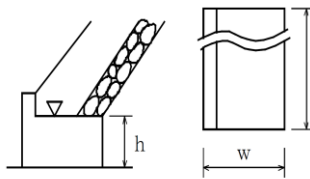
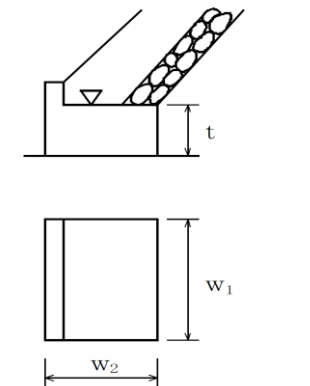
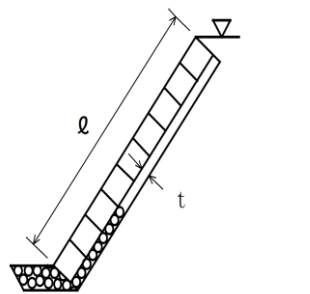
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第6編 第7章 第4節 第6条	河川編 床止め・床固め 床止め工 本体工	本体工 (床固め本体工)	基準高 ▽ 天端幅 w1, w3 堤幅 w2 堤長 L1, L2 水通し幅 11, 12	±30 -30 -30 -100 ±50	図面の表示箇所にて測定。 	6-7-4-6
第6編 第7章 第4節 第8条	河川編 床止め・床固め 床止め工 水叩工	水叩工	基準高 ▽ 厚さ t 幅 w 延長 L	±30 -30 -100 -100	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。 	6-7-4-8
第6編 第7章 第5節 第6条	河川編 床止め・床固め 床固め工 側壁工	側壁工	基準高 ▽ 天端幅 w1 堤幅 w2 長さ L	±30 -30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 	6-7-5-6

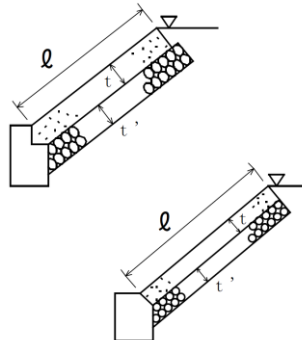
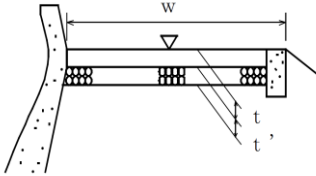
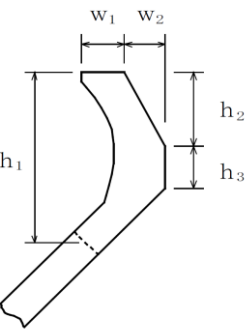
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 第1章 第5節 第5条	河川海岸編 堤防・護岸 護岸基礎工 場所打コンクリート工	場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-5-5
			幅 w		-30			
			高さ h		-30			
			延長 L		-200			
第7編 第1章 第5節 第6条	河川海岸編 堤防・護岸 護岸基礎工 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽		±50	ブロック個数 40 個につき 1 ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-5-6
			ブロック厚 t		-20			
			ブロック縦幅 w1		-20			
			ブロック横幅 w2		-20			
			延長 L		-200			
第7編 第1章 第6節 第4条	河川海岸編 堤防・護岸 護岸工 海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
			法長 l	l<5m	-100			
				l≥5m	θ*（-2%）			
			厚さ t		-50			
			延長 L		-200			

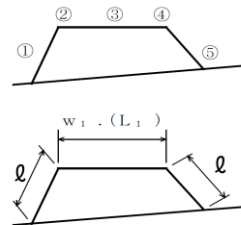
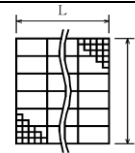
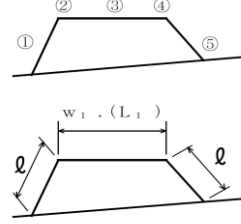
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 第1章 第6節 第5条	河川海岸編 堤防・護岸 護岸工 コンクリート被覆工	コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
			法長 l	l<3m	-50			
				l≥3m	-100			
			厚さ t	t<100	-20			
				t≥100	-30			
			裏込材厚 t'		-50			
延長 L		-200						
第7編 第1章 第8節 第2条	河川海岸編 堤防・護岸 天端被覆工 コンクリート被覆工	コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-8-2
			幅 w		-50			
			厚さ t		-10			
			基礎厚 t'		-45			
			延長 L		-200			
第7編 第1章 第9節 第3条	河川海岸編 堤防・護岸 波返工 波返工	波返工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-1-9-3
			幅 w1, w2		-30			
			高さ h<3m h1, h2, h3		-50			
			高さ h≥3m h1, h2, h3		-100			
			延長 L		-200			

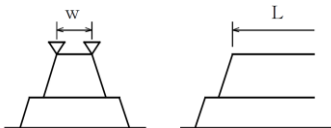
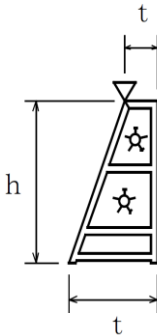
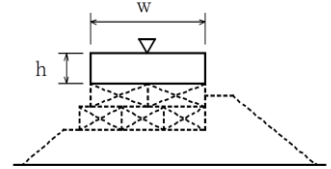
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第7編 第2章 第4節 第4条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤基礎工 捨石工	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-4-4	
				表面均し	±100				
				荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
					異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
				被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
					異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
			法長 1		-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
			天端幅 w1		-100				
			天端延長 L		-200				
第7編 第2章 第4節 第5条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤基礎工 吸出し防止工		吸出し防止工	幅 w		-300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		7-2-4-5
		延長 L		-500					
第7編 第2章 第5節 第2条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 捨石工	捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-5-2	
				異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
			法長 1		-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
			天端幅 w1		-100				
			天端延長 L1		-200				

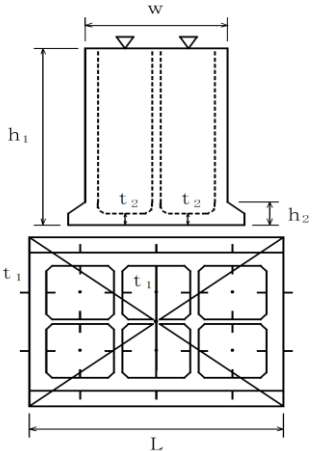
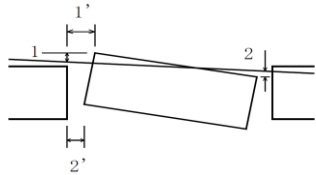
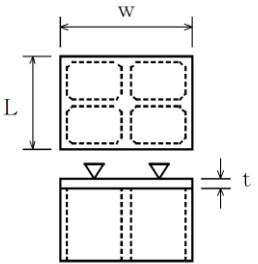
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第7編 第2章 第5節 第5条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 海岸コンクリート ブロック工	海岸コンクリートブロック 工	基準 高 ▽	(層積) ブロック 規格 26t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	
				(層積) ブロック 規格 26t 以上	±500				
				(乱積)	±ブロックの高さの 1/2				
				天端幅 w	-ブロックの高さの 1/2				
				天端延長 L	-ブロックの高さの 1/2				
第7編 第2章 第5節 第9条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 石砕工	石砕工	基準高 ▽	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。		7-2-5-9	
				厚さ t	-50				
				高さ h	h<3m				-50
					h≧3m				-100
				延長 L	-200				1 施工箇所毎
第7編 第2章 第5節 第10条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 場所打コンクリート 工	場所打コンクリート工	基準高 ▽	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。		7-2-5-10	
				幅 w	-30				
				高さ h	-30				
				延長 L	-200				

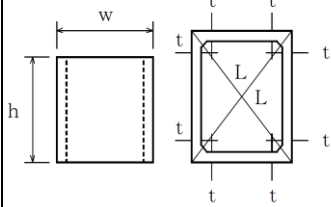
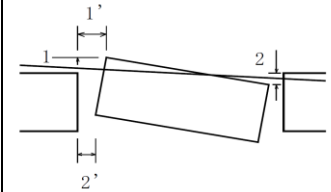
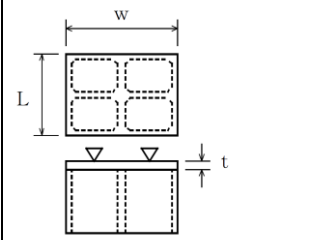
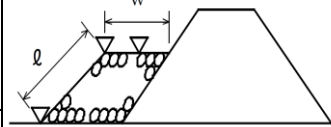
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 第2章 第5節 第11条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 ケーソン工	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部 1ヶ所		7-2-5-11
				コンクリート	±50			
			壁厚 t1		±10	底版完成時、各壁 1ヶ所		
			幅 w		+30、-10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
			高さ h1		+30、-10	完成時、四隅		
			長さ L		+30、-10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
			底版厚さ t2		+30、-10	底版完成時、各室中央部 1ヶ所		
			フーチング高さ h2		+30、-10	底版完成時、四隅		
第7編 第2章 第5節 第11条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 ケーソン工	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量 2000t 未満 ±100	据付完了後、両端 2ヶ所		7-2-5-11
					ケーソン重量 2000t 未満 ±150			
			据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量 2000t 未満 100 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		
					ケーソン重量 2000t 未満 200 以下			
第7編 第2章 第5節 第11条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 ケーソン工	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき 1ヶ所 (中心)		7-2-5-11
				水上	±50			
			厚さ t		±30			
			幅 w		±30			
			長さ L		±30			

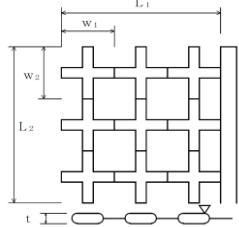
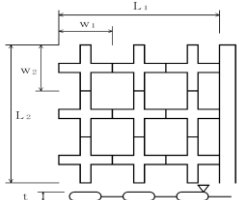
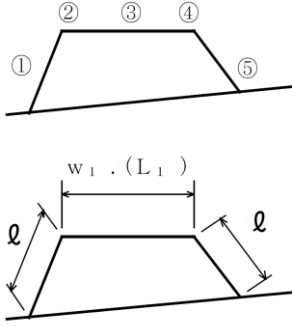
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第7編 第2章 第5節 第12条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 セルラー工	セルラー工 (セルラー製作工)	壁厚 t 幅 w 高さ h 長さ L	± 10 $+20, -10$ $+20, -10$ $+20, -10$	型枠取外し後全数 	7-2-5-12
第7編 第2章 第5節 第12条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 セルラー工	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入り 1、2 隣接ブロックと の間隔 $1'$ 、 $2'$	± 50 50 以下	据付後ブロック 1 個に 2 ケ所 (各段毎) 	7-2-5-12
第7編 第2章 第5節 第12条	河川海岸編 突堤・人工岬 突堤本体工 セルラー工	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準 高 陸上 水中 厚さ t 幅 w 長さ L	± 30 ± 50 ± 30 ± 30 ± 30	1 室につき 1 ケ所 (中心) 	7-2-5-12
第7編 第2章 第6節 第2条	河川海岸編 突堤・人工岬 根固め工 捨石工	捨石工	基準 高 ▽ 異形ブロック据付 面 (乱積) の高さ 異形ブロック据付 面 (乱積) 以外の 高さ 法長 l 天端幅 w 天端延長 L	± 500 ± 300 -100 -100 -200	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) に つき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2 ケ所、延長はセンターライン及び表 裏法肩。	7-2-6-2

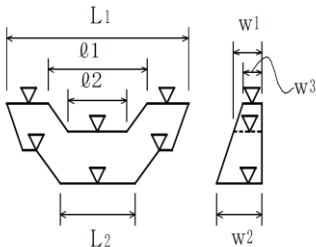
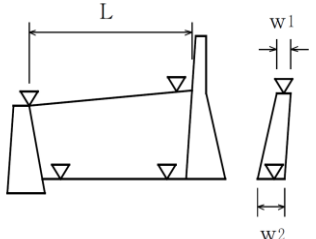
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第7編 第2章 第6節 第3条	河川海岸編 突堤・人工岬 根固め工 根固めブロック工	根固めブロック工	▽ 基準 高	層積	±300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-6-3	
				乱積	± t /2				
			厚さ t		-20	幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。			
			幅 w1 w2	層積	-20				
				乱積	- t /2				
			延長 L1 L2	層積	-200	1 工箇所毎			
				乱積	- t /2				
第7編 第2章 第7節 第3条	河川海岸編 突堤・人工岬 消波工 消波ブロック工	消波ブロック工	▽ 基準 高	層積	±300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-7-3	
				乱積	± t /2				
			厚さ t		-20	幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。			
			幅 w1, w2		-20				
			延長 L1, L2		-200				
第7編 第3章 第3節 第3条	河川海岸編 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 海域堤基礎工 捨石工	捨石工	基準 高 ▽	本均し		±50	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-3-3-3
				荒均し	異形ブロック付面（乱積）の高さ	±500			
					異形ブロック付面（乱積）以外の高さ	±300			
				被覆均し	異形ブロック付面（乱積）の高さ	±500			
					異形ブロック付面（乱積）以外の高さ	±300			
			法長 l		-100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
			天端幅 w1		-100				
			天端延長 L		-100				

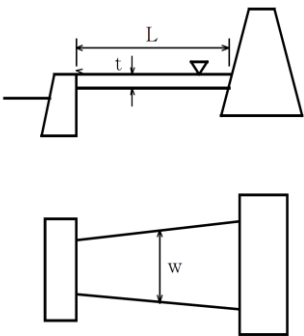
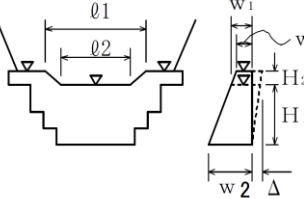
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 第1章 第3節 第4条	鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 1(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4
第8編 第1章 第8節 第4条	コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇		± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
		天端部 w1, w3 堤防 w2		-30			
		水通しの幅 11, 12		± 50			
		堤長 L1, L2		-100			
第8編 第1章 第8節 第6条	コンクリート側壁工	基準高 ∇		± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6
		幅 w1, w2		-30			
		長さ L		-100			

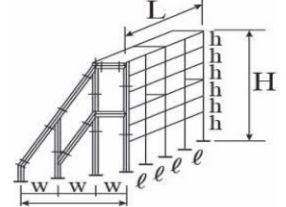
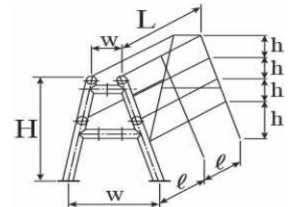
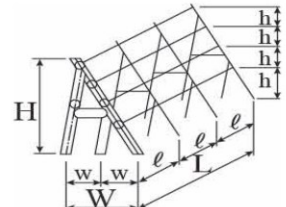
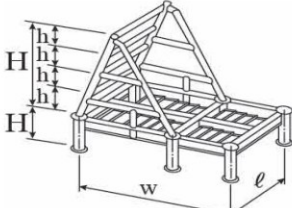
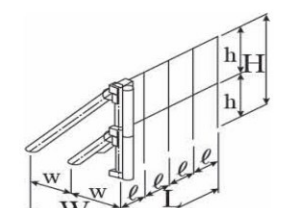
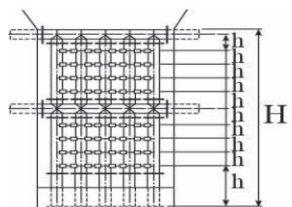
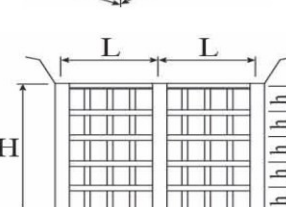
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第8節 コンクリート堰堤工 第8条 水叩工	水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8
		幅 w	-100			
		厚さ t	-30			
		延長 L	-100			
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第9節 鋼製堰堤工 第5条 鋼製堰堤本体工	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水 通 し 部	堤高 ∇	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
			長さ l1, l2			
			幅 w1, w3			
			下流側倒れ Δ			
		袖 部	袖高 ∇			
			幅 w2			
			下流側倒れ Δ			

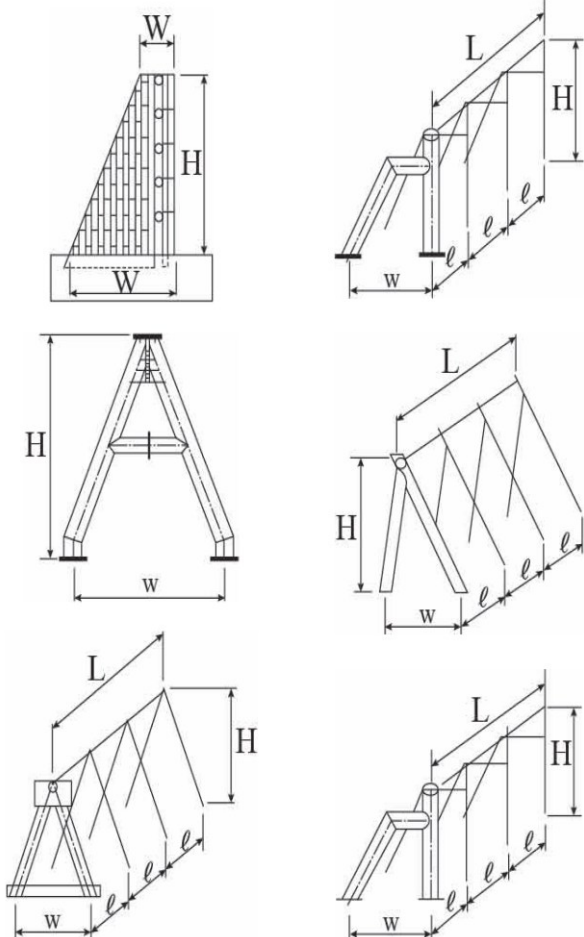
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 第1章 第9節 第5条	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
		堤長 l	±10			
		堤幅 W	±30			
		堤幅 w	±10			
		高さ H	±10			
		高さ h	±10			
						次頁に続く
						
						

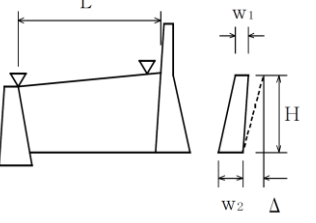
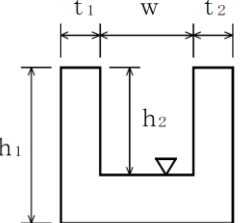
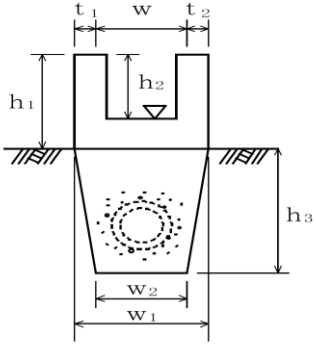
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 第1章 第9節 第5条	鋼製堰堤本体工 (透過型)					8-1-9-5

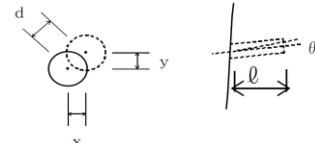
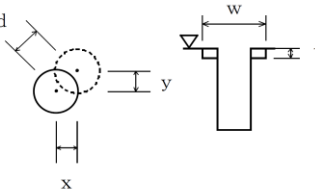
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 第1章 第9節 第6条	鋼製側壁工	堤高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
		長さ L	± 100			
		幅 $w1, w2$	± 50			
		下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
		高さ h	$h < 3m$			
			$h \geq 3m$			
第8編 第2章 第5節 第8条	魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		8-2-5-8
		幅 w	-30			
		高さ $h1, h2$	-30			
		厚さ $t1, t2$	-20			
		延長 L	-200			
第8編 第3章 第6節 第4条	山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		8-3-6-4
		厚さ $t1, t2$	-20			
		幅 w	-30			
		幅 $w1, w2$	-50			
		高さ $h1, h2$	-30			
		深さ $h3$	-30			
		延長 L	-200			

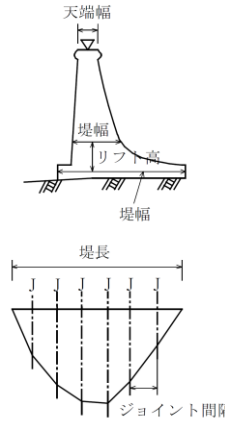
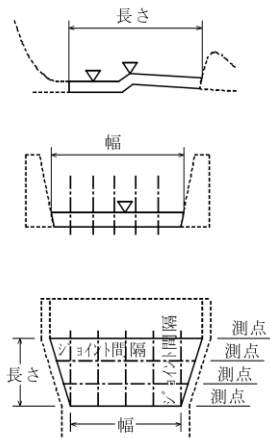
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第8編 第3章 第7節 第4条 砂防編 斜面对策 地下水排除孔 集排水ボーリング工	集排水ボーリング工	削孔深さ l	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
		配置誤差 d	100			
		せん孔方向 θ	± 2.5 度			
第8編 第3章 第7節 第5条 砂防編 斜面对策 地下水排除孔 集水井工	集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
		偏心量 d	150			
		長さ L	-100			
		巻立て幅 w	-50			
		巻立て厚さ t	-30			
第8編 第3章 第9節 第6条 砂防編 斜面对策 抑止杭工 合成杭工	合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定		8-3-9-6
		偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			

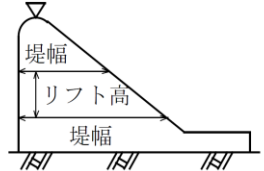
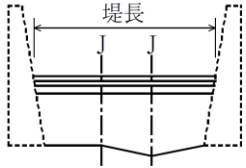
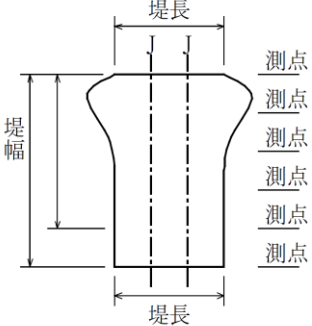
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 第1章 第4節 ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (本体)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 [2]堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） [3]ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 [4]堤長は、天端中心線延長を測定。 3. [1]越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 [2]監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 天端幅 堤幅 リフト高 堤幅 堤長 ジョイント間隔 J：ジョイント	9-1-4
		天端幅	±20			
		ジョイント間隔	±30			
		リフト高	±50			
		堤幅	-30、+50			
		堤長	-100			
第9編 第1章 第4節 ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (水叩)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 [2]長さは、各ジョイントごとに測定。 [3]幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	 長さ 幅 長さ 幅 ジョイント間隔 測点 測点 測点 測点	9-1-4
		ジョイント間隔	±30			
		幅	±40			
		長さ	-100、+60			

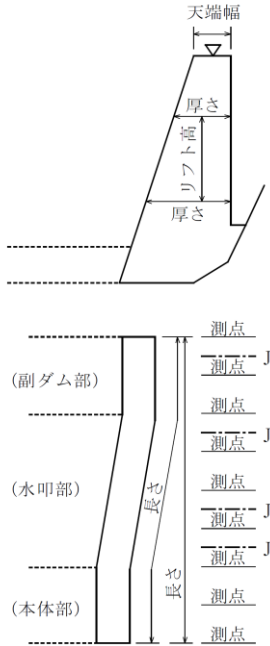
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 第1章 第4節 ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工	コンクリートダム (副ダム)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高は、各ジョイントごとに測定。 [2]堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) [3]ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 [4]堤長は、各測点ごとに測定。	   J : ジョイント	9-1-4
		ジョイント間隔	±30			
		リフト高	±50			
		堤幅	-30、+50			
		堤長	±40			

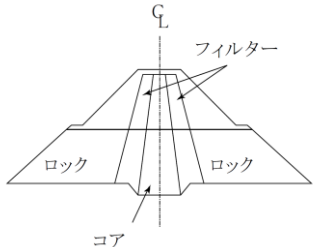
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 第1章 第4節	ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工	コンクリートダム工 (導流壁)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 [1]天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 [2]リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 [3]長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
			ジョイント間隔	±30			
			リフト高	±50			
			長さ	±100			
			厚さ	±20			
J：ジョイント							

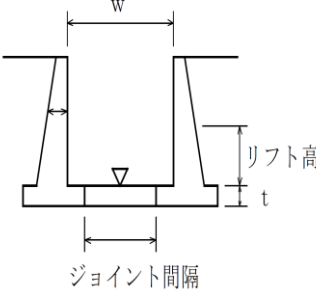
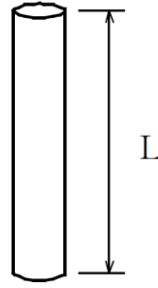
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 ダム編 第2章 フィルダム 第4節 盛立工 第5条 コアの盛立	コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
		外側境界線	-0、+500			
第9編 ダム編 第2章 フィルダム 第4節 盛立工 第6条 フィルターの盛立	フィルターの盛立	基準高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
		外側境界線	-0、+1000			
		盛立幅	-0、+1000			
第9編 ダム編 第2章 フィルダム 第4節 盛立工 第7条 ロックの盛立	ロックの盛立	基準高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
		外側境界線	-0、+2000			

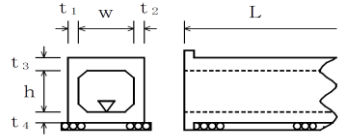
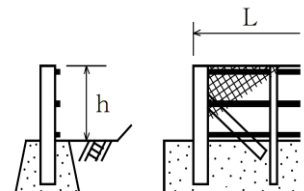
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第9編 ダム編 第2章 フィルダム	フィルダム (洪水吐)	基準高 ∇	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
		ジョイント間隔	±30			
		厚さ t	±20			
		幅 w	±40			
		リフト高さ	±20			
		長さ L	±100			
第9編 ダム編 第3章 基礎グラウチング 第3節 ボーリング工	ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテ ングラウトに適用する。		9-3-3
		配置誤差	100			

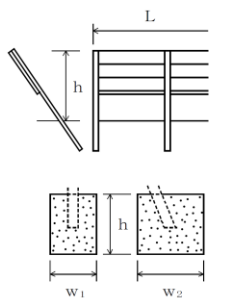
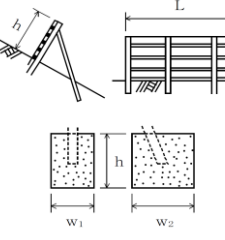
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第1章 道路改良 第3節 工場製作工 第2条 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 1(m)	$\pm 3 \cdots 1 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 1 > 10$	図面表示の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
第10編 道路編 第1章 道路改良 第9節 カルバート工 第6条 場所打函渠工	場所打函渠工	基準高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6
		厚さ t1～t4		-20			
		幅（内法） w		-30			
		高さ h		± 30			
		延長 L	L<20m	-50			
			L≥20m	-100			
第10編 道路編 第1章 道路改良 第11節 落石雪害防止工 第4条 落石防止網工	落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		10-1-11-4
		延長 L		-200			
第10編 道路編 第1章 道路改良 第11節 落石雪害防止工 第5条 落石防護柵工	落石防護柵工	高さ h		± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		10-1-11-5
		延長 L		-200			

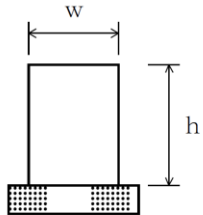
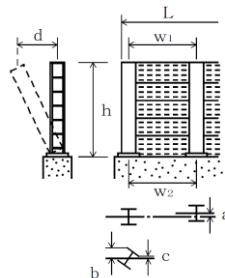
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第1章 道路改良 第11 節 落石雪害防止工 第6条 防雪柵工	防雪柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6
		延長 L		-200	1 施工箇所毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
		基礎	幅 w1, w2	-30	基礎 1 基毎		
			高さ h	-30	「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第10 編 道路編 第1章 道路改良 第11 節 落石雪害防止工 第7条 雪崩予防柵工	雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		10-1-11-7
		延長 L		-200	1 施工箇所毎		
		基礎	幅 w1, w2	-30	基礎 1 基毎		
			高さ h	-30			
		アンカー長 1	打込み 1	-10%	全数		
			埋込み 1	-5%			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第1章 道路改良 第12節 遮音壁工 第4条 遮音壁基礎工	遮音壁基礎工	幅 w		-30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 1 施工箇所毎		10-1-12-4
		高さ h		-30			
		延長 L		-200			
第10 編 道路編 第1章 道路改良 第12節 遮音壁工 第6条 遮音壁本体工	遮音壁本体工	支柱	間隔 w1, w2	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 ヶ所		10-1-12-6
			ずれ a	10			
			ねじれ b・c	5			
			倒れ d	h×0.5%			
		高さ h		+30、-20	1 施工箇所毎		
		延長 L		-20			

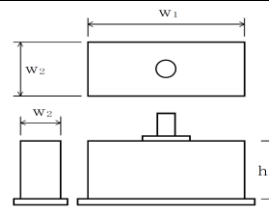
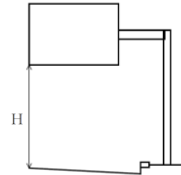
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
			個々の測定値 (x)		10 個の測定値の平均 (x10) *面管理の場合は測定値の平均			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
第10 編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽	±50		—	基準高は片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所測定。 ※両端部 2 点で測定する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
		厚さ	t<15cm	-30	-10			
		t≥15cm	-45	-15	-15			
		幅	-100		—			
第10 編 道路編 第2章 舗装 第4節 舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	-3	幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所コアを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-4
		幅	-25	—	—			

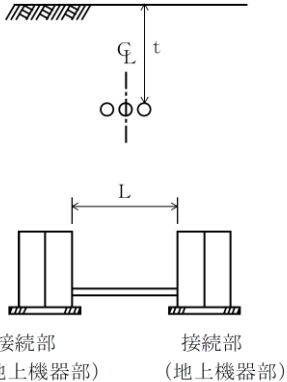
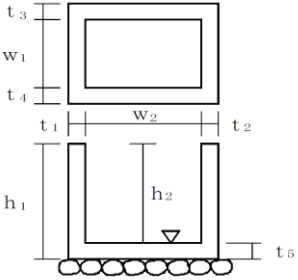
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第2章 舗装 第5節 排水構造物工 第9条 排水性舗装用路肩排水工	排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
		延長 L	-200	1ヶ所/1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第10編 道路編 第2章 舗装 第7節 踏掛版工 第4条 踏掛版工	踏掛版工 （コンクリート工）	基礎高 ▽	±20	1ヶ所/1 踏掛版		10-2-7-4
		各部の厚さ	±20	1ヶ所/1 踏掛版		
		各部の長さ	±30	1ヶ所/1 踏掛版		
	（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
		厚さ	—			
	（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
		アンカー長	±20	全数		
第10編 道路編 第2章 舗装 第9節 標識工 第4条 大型標識工	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w1, w2	-30	基礎 1 基毎		10-2-9-4
		高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
第10編 道路編 第2章 舗装 第9節 標識工 第4条 大型標識工	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1 基		10-2-9-4
				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

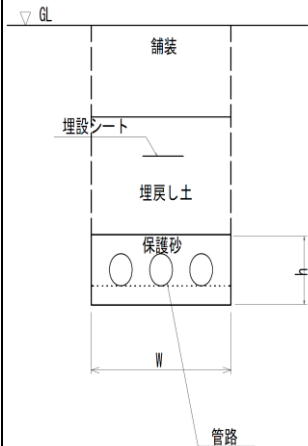
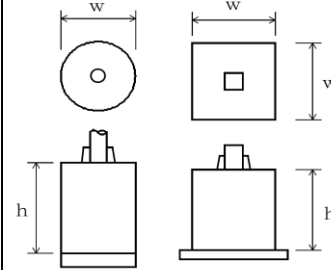
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第2章 舗装 第12節 道路付属施設工 第5条 ケーブル配管工	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所	 接続部 (地上機器部) 接続部 (地上機器部)	10-2-12-5
		延長 L	-200	接続部間毎で全数		
第10 編 道路編 第2章 舗装 第12節 道路付属施設工 第5条 ケーブル配管工	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
		※厚さ $t1 \sim t5$	-20			
		※幅 $w1, w2$	-30			
		※高さ $h1, h2$	-30			

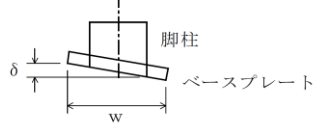
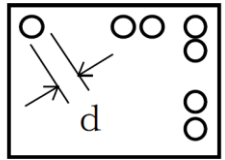
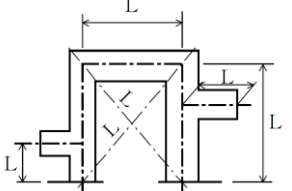
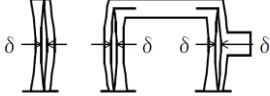
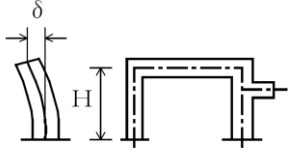
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第2 章 舗装 第12 節 道路附属施設工 第5 条 ケーブル配管工	ケーブル配管工 (保護砂)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m につき 1 箇所、延長 40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所		3-2-4-1 一般事項 (碎石基礎工)に準拠
		厚さ t	-30			
		延長 L	-200			
第10 編 道路編 第2 章 舗装 第12 節 道路附属施設工 第6 条 照明工	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1 ケ所/1 施工箇所		10-2-12-6
		高さ h	-30			

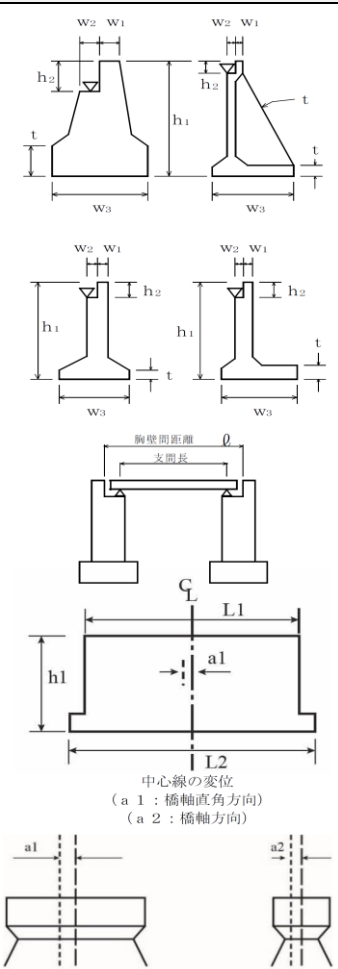
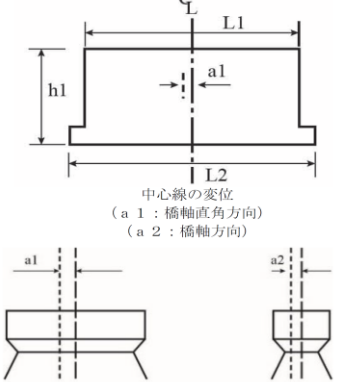
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第3章 橋梁下部 第3節 工場製作工 第3条 鋼製橋脚製作工	鋼製橋脚製作工	部材	橋脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	W/500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
			孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
			孔の径 d	0～5	全数を測定。		
		仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L(m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
			はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。	 側面図 正面図	10-3-3-3
			柱の鉛直度 δ (mm)	10 $\cdots$ H ≤ 10 H $\cdots$ H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)	 側面図 正面図	10-3-3-3

出来形管理基準及び規格値

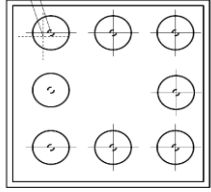
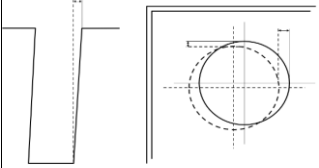
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第6節 橋台工 第8条 橋台躯体工	橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
		厚さ t	-20			
		天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
		天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
		敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
		高さ h_1	-50			
		胸壁の高さ h_2	-30			
		天端長 l_1	-50			
		敷長 l_2	-50			
		胸壁間距離 l	± 30			
		支間長及び 中心線の変位	± 50			
		支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値		支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。		
		計画高	+10～-20			
		平面位置	± 20			
		アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50 以下			

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第3 章 橋梁下部 第6 節 橋台工 第8 条 橋台躯体工					平面位置 平面図 — : 実際 : 設計  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 — : 実際 : 設計 	10-3-6-8

出来形管理基準及び規格値

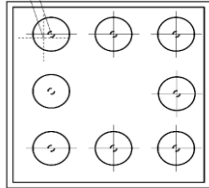
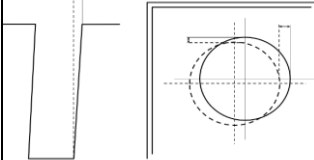
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第7節 RC 橋脚工 第9条 橋脚躯体工	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
		厚さ t	-20			
		天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
		敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
		高さ h	-50			
		天端長 l_1	-50			
		敷長 l_2	-50			
		橋脚中心距離 l	± 30			
		支間長及び 中心線の変位	± 50			
		支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値				
		計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。		
		平面位置	± 20			
		アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50 以下			

次頁に続く

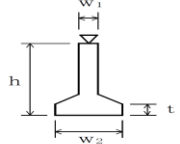
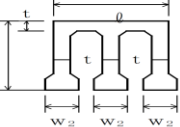
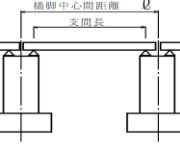
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第3 章 橋梁下部 第7 節 RC 橋脚工 第9 条 橋脚躯体工					平面位置 平面図 — : 実際 : 設計  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 — : 実際 : 設計 	10-3-7-9

出来形管理基準及び規格値

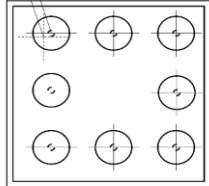
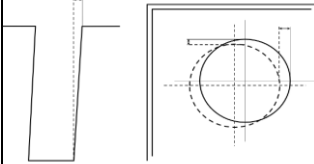
単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第3章 橋梁下部 第7節 RC 橋脚工 第9条 橋脚躯体工	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	   中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向) 	10-3-7-9
		厚さ t	-20			
		天端幅 w1	-20			
		敷幅 w2	-20			
		高さ h	-50			
		長さ l	-20			
		橋脚中心間距離 l	± 30			
		支間長及び 中心線の変位	± 50			
	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20			
		平面位置	± 20			
		アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

次頁に続く

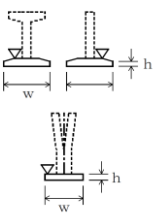
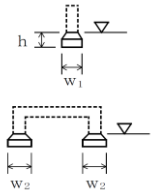
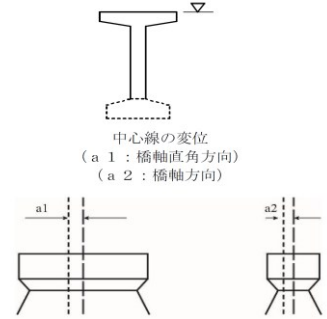
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第3 章 橋梁下部 第7 節 RC 橋脚工 第9 条 橋脚躯体工					平面位置 平面図 —— : 実際 ----- : 設計  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 —— : 実際 ----- : 設計 	10-3-7-9

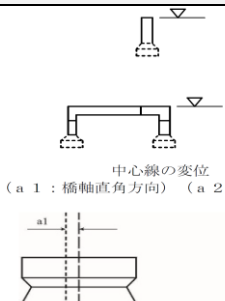
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第3 章 橋梁下部 第8 節 鋼製橋脚工 第9 条 橋脚フーチング工	橋脚フーチング工 (I 型・T 型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
		幅 w (橋軸方向)	-50			
		高さ h	-50			
		長さ l	-50			
第10 編 道路編 第3 章 橋梁下部 第8 節 鋼製橋脚工 第9 条 橋脚フーチング工	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
		幅 w_1, w_2	-50			
		高さ h	-50			
第10 編 道路編 第3 章 橋梁下部 第8 節 鋼製橋脚工 第10 条 橋脚架設工	橋脚架設工 (I 型・T 型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
		橋脚中心間距離 l	± 30			
		支間長及び 中心線の変位	± 50			

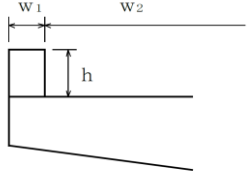
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第10 編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第10条 橋脚架設工	橋脚架設工 (門型)	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10	
		橋脚中心間距離 1		±30				
		支間長及び 中心線の変位		±50				
第10 編 道路編 第3章 橋梁下部 第8節 鋼製橋脚工 第11条 現場継手工	現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1、 δ 2 (mm)		5 ※±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11	
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第3節 工場製作工 第9条 橋梁用高欄製作工	橋梁用高欄製作工	部材	部材長 1(m)	±3…1≤10 ±4…1>10	図面表示の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9	
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 第10条 支承工	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)		±5	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
		可動支承の移動可能量 注 2)		設計移動量以上				
		支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
				±5				± (4+0.5× (B-2))
		水平度	橋軸方向 橋軸直角方向	1/100				
		可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5				
		可動支承の機能確認 注 3)		温度変化に伴う移動量計算 値の 1/2 以上				

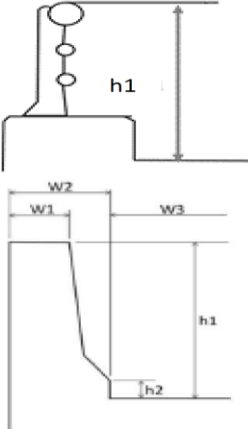
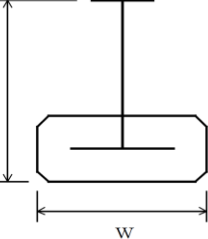
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第5節 鋼橋架設工 第10条 支承工	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注 2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
		可動支承の移動可能量 注 2)	設計移動量以上					
		支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋	鋼橋				
			±5	± (4+0.5× (B-2))				
		水平度	橋軸方向	1/300				
			橋軸直角方向					
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5							
可動支承の機能確認 注 3)	温度変化に伴う移動量計算 値の 1/2 以上							
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第3条 落橋防止装置工	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔 長	設計値以上		全数測定		10-4-8-3	
		アンカーボルト定着長	-20 以内かつ -1D 以内		全数測定 D: アンカーボルト径 (mm)			
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第5条 地覆工	地覆工	地覆の幅 w1	-10～+20		1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所測定。		10-4-8-5	
		地覆の高さ h	-10～+20					
		有効幅員 w2	0～+30					

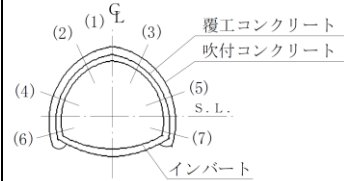
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第6条 橋梁用防護柵工 第7条 橋梁用高欄	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄	天端幅 w1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
		地覆の幅 w2	-10～+20			
		高さ h1	-20～+30			
		高さ h2	-10～+20			
		有効幅員 w3	0～+30			
第10 編 道路編 第4章 鋼橋上部 第8節 橋梁付属物工 第8条 検査路工	検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
		高さ	±4			
第10 編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第6節 プレベーム桁橋工 第2条 プレベーム桁製作工	プレベーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 1：スパン長		10-5-6-2
		高さ h	10 -5			
		桁長 1 スパン長	L<15…±10 L≥15… ±(1-5)かつ -30mm以内			
		横方向最大タワミ	0.81			

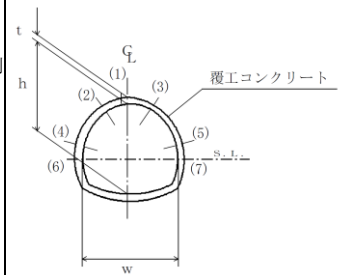
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第4節 支保工 第3条 吹付工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長 40m 毎に図に示す。(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。		10-6-4-3
第10 編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第4節 支保工 第4条 ロックボルト工	ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
		角度	—			
		削孔深さ	—			
		孔径	—			
		突出量	プレート下面から 10 cm 以内			

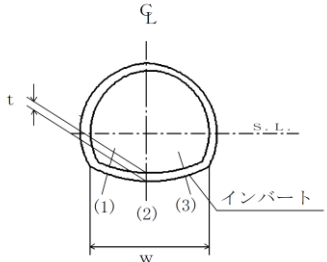
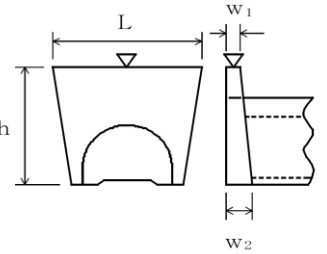
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第5節 覆工 第3条 覆工コンクリート工	覆工コンクリート工	基準高 ▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40m に 1 ヶ所、(2)～(3)は 100m に 1 ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
		幅 w（全幅）	-50			
		高さ h（内法）	-50			
		厚さ t	設計値以上			
		延長 L	—			
第10 編 道路編 第6章 トンネル（NATM） 第5節 覆工 第5条 床版コンクリート工	床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		10-6-5-5
		厚さ t	-30			

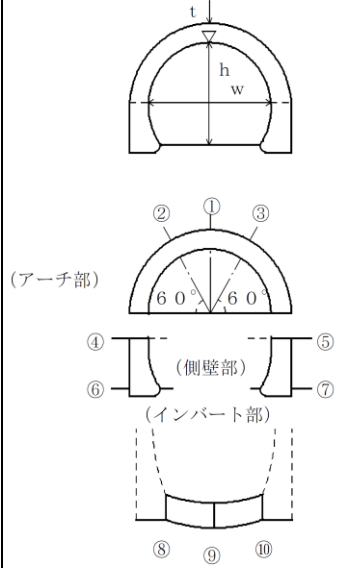
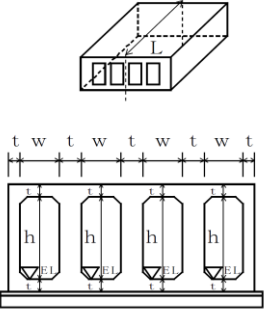
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第6節 インバート工 第4条 インバート本体工	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40m につき 1 ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
		厚さ t	設計値以上			
		延長 L	—			
第10 編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第8節 坑門工 第4条 坑門本体工	坑門本体工	基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4
		幅 w_1, w_2	-30			
		高さ h	$h < 3\text{m}$			
			$h \geq 3\text{m}$			
		延長 L	-200			

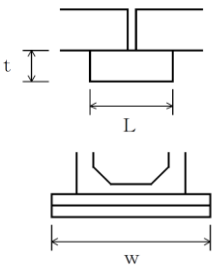
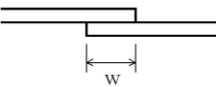
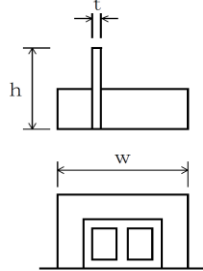
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第6 章 トンネル (NATM) 第8 節 坑門工 第5 条 明り巻工	明り巻工	基準高 ▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40m につき 1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点[1]～[10]において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
		幅 w (全幅)	-50			
		高さ h (内法)	-50			
		厚さ t	-20			
		延長 L	-			
第10 編 道路編 第11 章 共同溝 第6 節 現場打構築工 第2 条 現場打躯体工	現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-2
		厚さ t	-20			
		内空幅 w	-30			
		内空高 h	±30			
		ブロック長 L	-50			

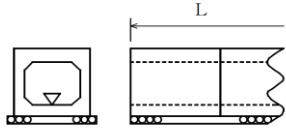
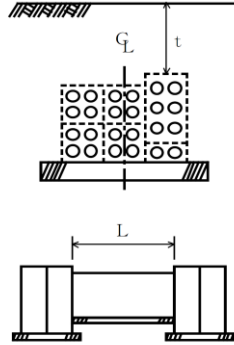
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第11 章 共同溝 第6 節 現場打構築工 第4 条 カラー継手工	カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
		幅 w	-20			
		長さ L	-20			
第10 編 道路編 第11 章 共同溝 第6 節 現場打構築工 第5 条 防水工	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
第10 編 道路編 第11 章 共同溝 第6 節 現場打構築工 第5 条 防水工	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5
第10 編 道路編 第11 章 共同溝 第6 節 現場打構築工 第5 条 防水工	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
		幅 w	±50			
		厚さ t	-20			

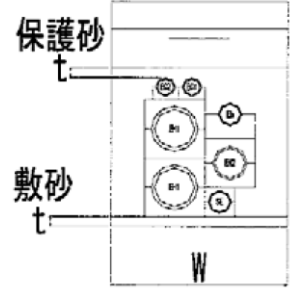
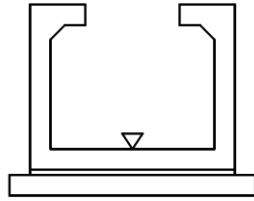
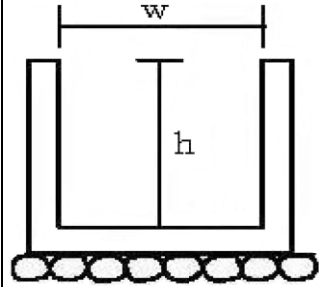
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第11 章 共同溝 第7節 プレキャスト構築工 第2条 プレキャスト構築工	プレキャスト構築工	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
		延長 L	-200	延長：1 施工箇所毎		
第10 編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第2条 管路工	管路工（管路部）	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に 1 ヶ所。		10-12-5-2
		延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

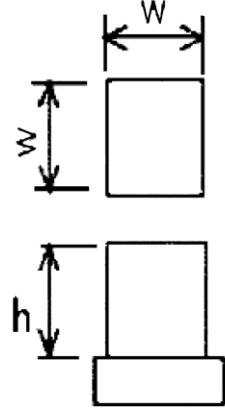
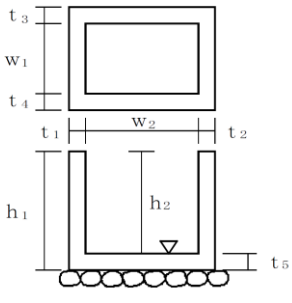
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第2条 管路工	管路工（管路部）	敷さ砂厚さ t	-10	接続部間毎に1箇所。		3-2-6-10-1 透水性舗装工（路盤工）に準拠
		敷さ砂幅 w	設計値以上			
		保護砂厚さ t	-10			
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第3条 プレキャストボックス工	プレキャストボックス工（特殊）	基準高 ∇	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
第10編 道路編 第12章 電線共同溝 第5節 電線共同溝 第3条 プレキャストボックス工	プレキャストボックス工（特殊）（沈下マンホール）	内空幅 w	-30	1箇所毎		10-12-6-2 ハンドホール工に準拠
		内空高さ h	-30			

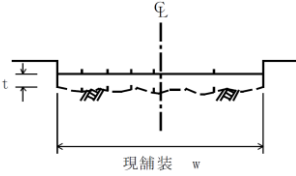
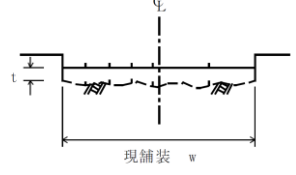
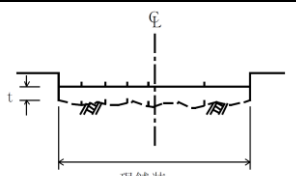
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第12 章 電線共同溝 第5 節 電線共同溝 第4 条 現場打ちボックス工	現場打ちボックス工 (特殊部)	コンクリート高さ	-30	1箇所毎		3-2-3-6 小型標識工に準拠
		コンクリート幅	-30			
第10 編 道路編 第12 章 電線共同溝 第6 節 付帯設備工 第2 条 ハンドホール工	ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
		※厚さ t1～t5	-20			
		※幅 w1, w2	-30			
		※高さ h1, h2	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
		個々の測定値 (x)	平均の測定値 (x)					
第10 編 道路編 第14 章 道路維持 第4節 舗装工 第5条 切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)		-7	-2	厚さは40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m 毎に1ヶ所の割とし、延長80m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
		厚さ t (オーバーレイ)		-9				
		幅 w		-25				
		延長 L		-100				
		平坦性		-	3m プロファイルメーター (δ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (δ) 1.75mm 以下			
第10 編 道路編 第14 章 道路維持 第4節 舗装工 第5条 切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)		-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。 計測密度は1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m 毎に1ヶ所の割とし、延長80m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
		厚さ t (オーバーレイ)		-9				
		幅 w		-25				
		延長 L		-100				
		平坦性		-	3m プロファイルメーター (δ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (δ) 1.75mm 以下			
第10 編 道路編 第14 章 道路維持 第4節 舗装工 第7条 路上再生工	路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長80m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m 毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
			幅 w	-50				
			延長 L	-100				

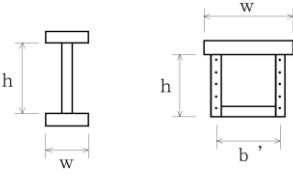
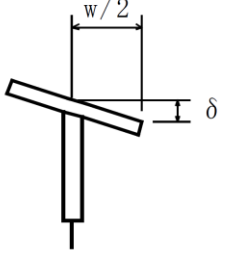
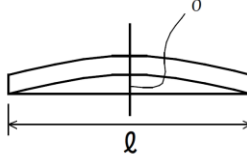
出来形管理基準及び規格値

單位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第10 編 道路編 第14 章 道路維持 第22節 除草工 第2条 道路除草工	道路除草工	刈高 H	10cm 以下	1 箇所/1km 又は 1000m ²		土木共通仕様書 第 6 編河川編、第 8 章河川維持、第 4 節 除草工 6-8-4-2-3 に 準拠

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
				鋼桁等	トラス・アーチ等		
第10 編 道路編 第16章 道路修繕 第3節 工場製作工 第4条 桁補強材製作工	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構 床組など	各支点及び各支間中央付近を測定。 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
		フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
		圧縮材の曲がり δ (mm)	1/1000	—	主要部材全数を測定。 1:部材長 (mm)		10-16-3-4

9. 品質管理基準及び規格値

(1) 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

(2) 品質管理基準及び規格値

目次

1. セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	223
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	227
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	227
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	228
5. ガス圧接	230
6. 既製杭工	231
7. 基礎工	232
8. 場所杭工	232
9. 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	232
10. 下層路盤	232
11. 上層路盤	235
12. アスファルト安定処理路盤	238
13. セメント安定処理路盤	238
14. アスファルト舗装	240
15. 転圧コンクリート	243
16. グースアスファルト舗装	246
17. 路床安定処理工	247
18. 表層安定処理工 (表層混合処理)	248
19. 固結工	249
20. アンカー工	249
21. 補強土壁工	249
22. 吹付工	250
23. 現場吹付法砕工	253
24. 河川土工	256
25. 海岸土工	257
26. 砂防土工	257
27. 道路土工	258
28. 捨石工	259
29. コンクリートダム	260
30. 覆工コンクリート (NATM)	264
31. 吹付けコンクリート (NATM)	267
32. ロックボルト (NATM)	269
33. 路上再生路盤工	269
34. 路上表層再生工	270
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	270
36. プラント再生舗装工	273
37. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	274
38. ガス切断工	274
39. 溶接工	275
40. 中層混合処理	277
41. 鉄筋挿入工	277

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績表やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。（山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）			○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
(次頁に続く)								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSGE- C502-2023、503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することを用いる。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートをを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
(次頁に続く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フォーミング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2. プレキャストコンクリート製品（JIS I 類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3. プレキャストコンクリート製品（JIS II 類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4. プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	1回/月以上（塩化物量の多い砂の場合1回以上/週）		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回/日以上		○
	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）		骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェーム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			必須 鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5. ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 [1] 軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [2] ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 [3] ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 [4] ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 [5] 折れ曲がりの角度が2°以下。 [6] 片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [7] 垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 [8] その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 [1] ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない [2] ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 [3] 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 [4] その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 [1] 軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [2] ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 [3] ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 [4] ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 [5] 折れ曲がりの角度が2°以下。 [6] 片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 [7] 垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 [8] その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものと し、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・[1]は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・[2][3]は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・[4]は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・[5]は、再加熱して修正する。 ・[6][7]は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 [1] ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない [2] ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 [3] 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 [4] その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6. 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
		施工	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・ 外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・ 外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・ 外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成した $\phi 5 \times 10\text{cm}$ の円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7.基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8.場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
9.既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	
10.下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャー鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1]施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 [2]使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			(次頁に続く)					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10. 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10. 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288 または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・ 全幅、全区間で実施する。	・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・ セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
		材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	修正CBR80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
(次頁に続く)								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m²以上10,000m²未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下			○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)			○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上			○
(次頁に続く)								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
(次頁に続く)								

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11. 上層路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。 観察により異常が認められたとき。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下			
12. アスファルト安定処理路盤			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			アスファルト舗装に準じる					
13. セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下			
(次頁に続く)								

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13. セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい : ±15%以内	・中規模以上の工事 : 定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい : ±6%以内	・中規模以上の工事 : 異常が認められたとき。	10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所 : 設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² : 10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合 : 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
	材料	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事 : 異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14. アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下			○	
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○	
(次頁に続く)									

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14. アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・ セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	フロント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・ 中規模以上の工事：定期的または随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 随時	○	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度		○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内		○	
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。		○	
(次頁に続く)								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14. アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96% 以上 X3 96.5% 以上 歩道箇所：設計図書による	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合： 6,000m2/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・ 橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前） ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」		110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・ 全幅、全区間で実施する。 ・ 事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
			外観検査（混合物）	目視				
	その他		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15. 転圧コンクリート (次頁に続く)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむを得ずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。		
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15. 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書JC		塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15. 転圧コンクリート	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE- I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5% 以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344	目標値の±1.5%	ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
	施工	必須	ランマー突き固め試験	※いずれか1方法				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 [1]1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 [2]3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16. グース アスファ ルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理 図を描いた上での管理が可能な 工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² あるいは使用する基層 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事を いい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、以下のいずれか に該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以 上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものに ついては小規模工事として取り 扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合 の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上吸水 率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片： 10%以下			○
			フィラー（舗装用 石灰石粉）の粒度 試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用 石灰石粉）の水分 試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	粗骨材のすりへり 試験	JIS A 1121	30%以下	・ 中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理 図を描いた上での管理が可能な 工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² あるいは使用する基層 及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事を いい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、以下のいずれか に該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上 10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以 上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものに ついては小規模工事として取り 扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合 の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)			○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○
			トルエン可溶分試 験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試 験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³			○
			貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配 合の合材100t未満の場合も実施 する。		○
			リュエル流動性試 験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-407	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキ ング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-79	破断ひずみ（－10℃、 50mm/min）8.0×10－3以上			○
								○

(次頁に続
く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16. グース アスファ ルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準 粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1) 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 2) 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準 粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場		温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
17. 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」		設計図書による。			・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。				1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。
			ブルーフローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	
			または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。		・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17. 路床安定処理工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
18. 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法 (2種類) のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288 または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領 (案)」		路床仕上がり後、全幅、全区間で実施する。 ・路床仕上がり後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			含水比試験	JIS A 1203		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベンゲルマンビーム)				

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19. 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	[1]各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 [2]1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
20. アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート （グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 （JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 （JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21. 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
(次頁に続く)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 （締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21. 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22. 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下粗骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度」による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22. 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) IS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造 (プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	

（次頁に続く）

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22. 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			必須 コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準 JSCE-F 561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
	その他		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
	材料	その他（「JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く」）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下粗骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び碎石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		工事開始前、工事中1回/月以上	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
(次頁に続く)								

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 現場吹付法砕工	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
(次頁に続く)	製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502-2013	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験			工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
							※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
		施工	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 現場吹付法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会標準 JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合 は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合 は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合 は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24. 河川土工	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
	その他		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25. 海岸土工	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法 または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
						1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	材料	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められた時。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
26. 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法 または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
						1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27. 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JIS A 1211				
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27. 道路土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
28. 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		同上	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
(次頁に続く)			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（フランド）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29. コンクリートダム	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30. 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30. 覆工コンクリート (NATM)	同上	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
(次頁に続く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することを用いる。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。		示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30. 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85% 以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・ 荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個 (σ7…3個、σ28…3個) とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は 175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・ 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・ 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本 数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31. 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		※ 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下粗骨材: 0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 10%以下粗骨材: 12%以下	ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31. 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE- I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準 JSCE-F 561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE- C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回		
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
32. ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・ 目視 ・ 寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
33. 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満 (コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
(次頁に続く)									

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33. 路上再生路盤工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203			1～2回/日	
34. 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16				
			新規アスファルト舗装混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000、2:10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合: 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各 2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	—0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			
	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事: 施工前	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

(次頁に続く)

土木工事施工管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上			○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○
	フニット	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 [1] 施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 [2] 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上、1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。			○
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認 アスファルト混合物の耐流動性の確認 アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44				○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18				○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110				○
			その他					

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10個 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
36. プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃) ※針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧 (令和6年3月) 付録-02アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70 (MPa/mm) 以下 (25℃) ※針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75 μmフルイ)		75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表- 2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表- 2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			耐流動性の確認	○

(次頁に続く)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
36. プラント再生舗装工	舗設現場	その他	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			耐摩耗性の確認	○
		必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96% 以上 X3 96.5% 以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5% 以上 X3 96.5% 以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m ² ：10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合： 6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
37. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測				
38. ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ	・ 目視 ・ 計測	ノッチがあってはならない			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39. 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1		○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
(次頁に続く)			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39. 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み 開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。		・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに -1.0mm の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
(次頁に続く)			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
39. 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。				
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225					
			テールフロー試験	JIS R 5201					
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216					
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			
			土の粒度試験	JIS A 1204					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			土の圧密試験	JIS A 1217					
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211					
			土の強熱減量試験	JGS 0221					
			有機質土の場合は必要に応じて実施する						
		施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
				土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	[1]の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 [2]1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	
41. 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○	
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
			必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		施工	その他	引抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
				引抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

10. 〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後 3 日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の 80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図-1 の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1 の A 領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図の B 領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

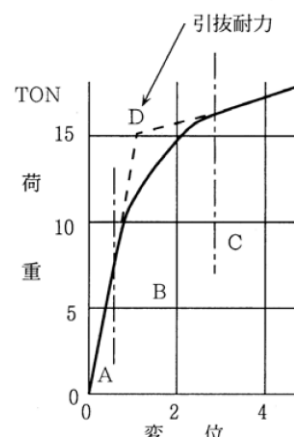


図-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Comitee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2 のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図-3 のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで 1ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

- (イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

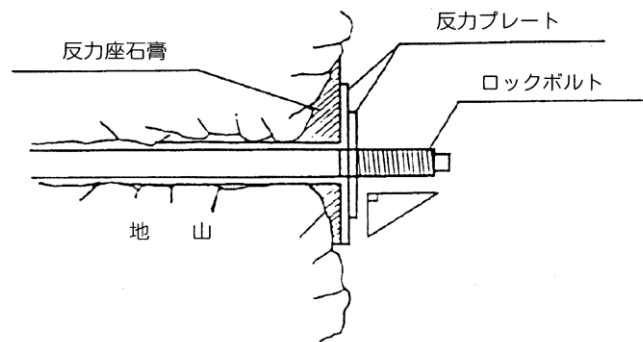


図-2 反力座の設置

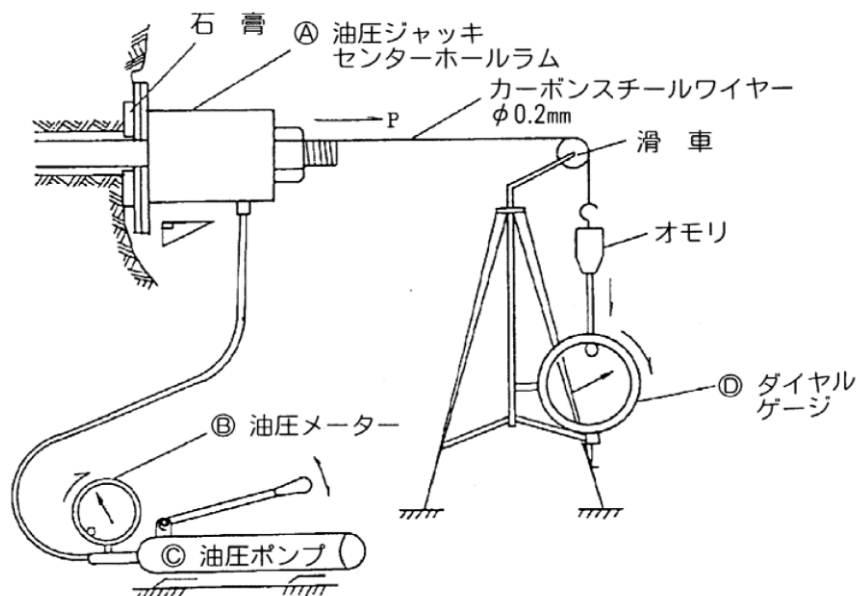


図-3 引抜試験概要図